

# 保育園等入園のしおり

【 令和7年度改定版 】



コダレンジャー

## お知らせ

**令和7年9月以降の入園申込受付期限は次のとおりです。**

※令和8年度のしおりは10月上旬に配布予定です。

| 入園希望月 | 申込受付期限              |
|-------|---------------------|
| 9月    | 7月11日(金)～8月12日(火)   |
| 10月   | 8月13日(水)～9月10日(水)   |
| 11月   | 9月11日(木)～10月10日(金)  |
| 12月   | 10月14日(火)～11月10日(月) |
| 1月    | 11月11日(火)～12月10日(水) |
| 2月    | 12月11日(木)～1月13日(火)  |
| 3月    | 1月14日(水)～2月10日(火)   |

## 小平市 こども家庭部 保育課

〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地

### 問合せ先

○保育園等入園・転園申込み、認定手続き、保育料、緊急一時保育等について  
入園・認定担当 電話 042(346)9601

○保育園等の運営に関する相談、給食費(副食費)等について  
庶務担当 電話 042(346)9594

○幼稚園、東京都認証保育所、認定家庭福祉員、保護者補助金等について  
幼稚園・認可外保育施設担当 電話 042(346)9645

○新規保育園開設・整備、一時預かり、定期利用保育、病児・病後児保育、公立保育園の民間移行について  
保育政策担当 電話 042(346)9848

※保育園等での具体的な保育内容については、各施設(33ページ～)までお問合せください。

小平市ホームページアドレス

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>

# 目 次

---

◎ 認可保育園等の申込みイメージ（大まかな流れ）

◎ 令和8年度入園申込みについて

◎ 令和7年9月及び令和8年4月からの主な変更点

## 第1章 保育園等入園申込みの手続きについて

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 申込みから入園までの流れ（令和7年度）                | 2  |
| 2 | 入園・転園申込みの手続き                       |    |
|   | （1）入園・転園申込み                        | 3  |
|   | （2）令和7年4月入園の申込み（第1次受付）             | 3  |
|   | （3）令和7年4月入園の申込み（第2次受付）             | 5  |
|   | （4）令和7年5月以降入園の申込み                  | 6  |
|   | （5）小平市にお住まいで小平市外の保育を希望する場合         | 6  |
|   | （6）小平市外にお住まいで小平市の保育を希望する場合         | 7  |
|   | （7）兄弟姉妹で同時に申込みをする場合                | 8  |
|   | （8）育児休業対象となる児童の入園申込みをする場合（就労要件に限る） | 9  |
|   | （9）医療的ケアを必要とする児童の受入れについて           | 9  |
| 3 | 保育園等入園申込みに必要な書類等（保育を必要とする事由）       | 10 |
| 4 | 選考（利用調整）                           | 13 |
| 5 | 小平市 入園選考等基準表                       | 14 |
| 6 | 入園ができなかった場合                        | 18 |
| 7 | 子どものための教育・保育給付認定                   | 19 |

## 第2章 保育園等入園後の各種案内について

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 入園後の各種手続きについて | 22 |
| 2 | 保育料           | 24 |

## 第3章 各保育（教育）施設について

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 各施設の特徴と申込み先 | 30 |
|---|-------------|----|

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 2 | 公立保育園の民間移行等について | 31 |
| 3 | 各保育（教育）施設の案内    | 33 |
|   | （1）認可保育園        |    |
|   | （2）小規模保育事業      |    |
|   | （3）家庭的保育事業      |    |
|   | （4）認定こども園       |    |
|   | （5）私立幼稚園        |    |
|   | （6）東京都認証保育所     |    |
|   | （7）認定家庭福祉員      |    |
|   | （8）企業主導型保育事業    |    |

## 第4章 施設等利用給付認定と各種補助金

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 子育てのための施設等利用給付認定について | 44 |
| 2 | 東京都認証保育所等保育料の補助金     | 46 |
| 3 | 私立幼稚園の補助金            | 52 |

## 第5章 その他の保育サービス

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 一時預かり事業            | 56 |
| 2 | 緊急一時保育             | 57 |
| 3 | 定期利用保育事業           | 58 |
| 4 | 病児・病後児保育           | 61 |
| 5 | 多様な他者との関わりの機会の創出事業 | 62 |
| ★ | 小平市ホームページの案内       | 63 |
| ★ | 電子申請が可能な手続きについて    | 64 |
| ★ | Q&A 集              | 65 |

◆入園申込み等の手続きにあたっては、必ず本書をご確認ください。

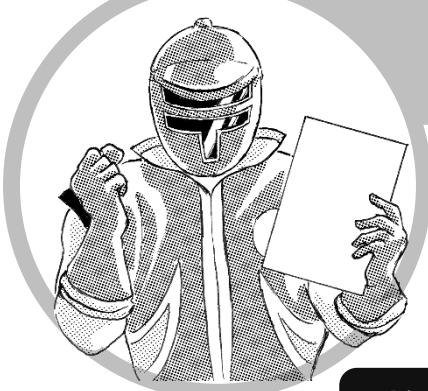
◆この冊子の内容は、令和7年5月末日現在の情報です。

今後、国からの通知などにより、制度が変更となる場合があります。

# 認可保育園等の申込みイメージ(大まかな流れ)

## ステップ1

### どんな施設があるかを探そう！ 申込受付期限を確認しよう！



丸ポストレッド

ワン  
ポイント

- ◆気になる保育園を見つけたら、保育園の状況をよく確認してください。
- ◆各施設の紹介パンフレット（窓口等で配布）もご活用ください。
- ◆各月の入園・転園申込みの受付期限は、3～6ページをご覧ください。

- ・保育園によって、通えるクラス年齢や連携施設が異なります。
- ・毎月1日時点の入所可能人数は、ホームページに掲載しています。（入所可能人数が「0人」の施設でも、申込みはできます）
- ・何園でも申込みできますが、入園内定後に辞退されると減点となってしまうので、注意しましょう。

## ステップ2

### 申込みに必要な書類を用意しよう！ 用意できたら、内容をチェック！

- ◆必要な書類は、主に次のとおりです。
  - ①入園・転園申込書
  - ②入園・転園申込みにかかる確認票
  - ③保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）
  - ④市民税額を証明する書類

ワン  
ポイント

- ・就労証明書などは、準備に時間がかかる場合があるため、日程に余裕をもって準備しましょう。
- ・提出された書類は、すべて内容をご確認したものとして受け付けます。提出前に、ご自身の証明書等に不備不足がないか確認しましょう。



ブルーベリーパープル

## ステップ3

### 郵送で申込みましょう！



グリーンロードグリーン

ワン  
ポイント

- ◆郵送での申込みを原則とします（市役所2階保育課に設置する提出ポスト、東部・西部出張所、動く市役所での提出も可能です）。

※窓口での受付が必要となる場合があります（4ページ参照）。対象となる場合は、事前に保育課までご相談ください。

- ・申込み後に、提出した書類と状況が変わった場合や、希望する保育園を変更したい場合は、必ず届け出をしましょう。
- ・一度申込みをして入園できなかった場合は、令和7年度内は申込みが有効です（再度申し込む必要はありません）。

## 令和8年度入園申込みについて

令和8年度4月期の認可保育園等の入園申込みの日程等について、詳細は未定ですが、おおまかな予定は以下のとおりですので、お申込みの参考としてください。

なお、申込み書類や選考基準などが変更となる場合があります。10月上旬頃に配布する令和8年度版入園のしおりでご確認ください。

| 時期        | やること                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 随時        | <b>保育園の見学をする</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・見学をしなくても、保育園の申込みは可能ですが、申込み前に見学することをお勧めしています。見学の予約については、直接各保育園までご連絡ください。<br/>➡各保育園等の詳細は33～39ページをご覧ください。</li></ul>                            |
| 9月中旬～下旬頃  | <b>入園のしおりの配布日や入園申込みの日程を確認する</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市報や市ホームページにおいて、随時各日程等の情報をお知らせしますのでご確認ください。</li></ul>                                                                         |
| 10月上旬頃    | <b>令和8年度版入園のしおりを取得する</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育課や東部・西部出張所、動く市役所において令和8年度版入園のしおりを配布予定です。また、ホームページからもご覧いただくことができます。</li></ul>                                                      |
| 10月上旬～下旬頃 | <b>申込みに必要な書類を用意する</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・就労証明書等の保護者や世帯の状況に応じて申込みに必要な書類を用意してください。就労証明書や課税証明書等は発行に時間がかかる場合がありますので、早めにご用意されることをおすすめします。<br/>また、書類の記載内容に誤りがないかもよくご確認ください。</li></ul> |
| 11月上旬～中旬頃 | <b>入園申込みをする</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要書類を揃えて、お申込みください。令和8年度入園申込みについても、原則郵送での受付を予定しています。</li></ul>                                                                                |
| 2月上旬頃     | <b>結果を確認する</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みいただいた結果について、郵送にてお知らせしますのでご確認ください。</li></ul>                                                                                               |



## 令和7年9月からの主な変更点

### ★保育料の第1子無償化（令和7年9月からの予定）

認可保育園等の0～2歳児クラスに在籍する、すべての児童の保育料を無償とする予定です。なお、認可外保育施設に通う児童の保護者に対する補助金についても、改正を検討中です。

## 令和8年4月からの主な変更点

### ★公立保育園（津田保育園）が民間移行します。

令和7年4月に1歳児クラスと2歳児クラスの保育園として開園した、津田保育園の移行園（小平どろんこ保育園）は、令和8年4月からは津田保育園の在園児を含めた3歳児クラス以降も受け入れ、5歳児クラスまでの保育園として保育を実施します。なお、設置・運営は、社会福祉法人どろんこ会となります。（32ページ参照）

また、津田保育園は、令和7年度末をもって閉園となります。



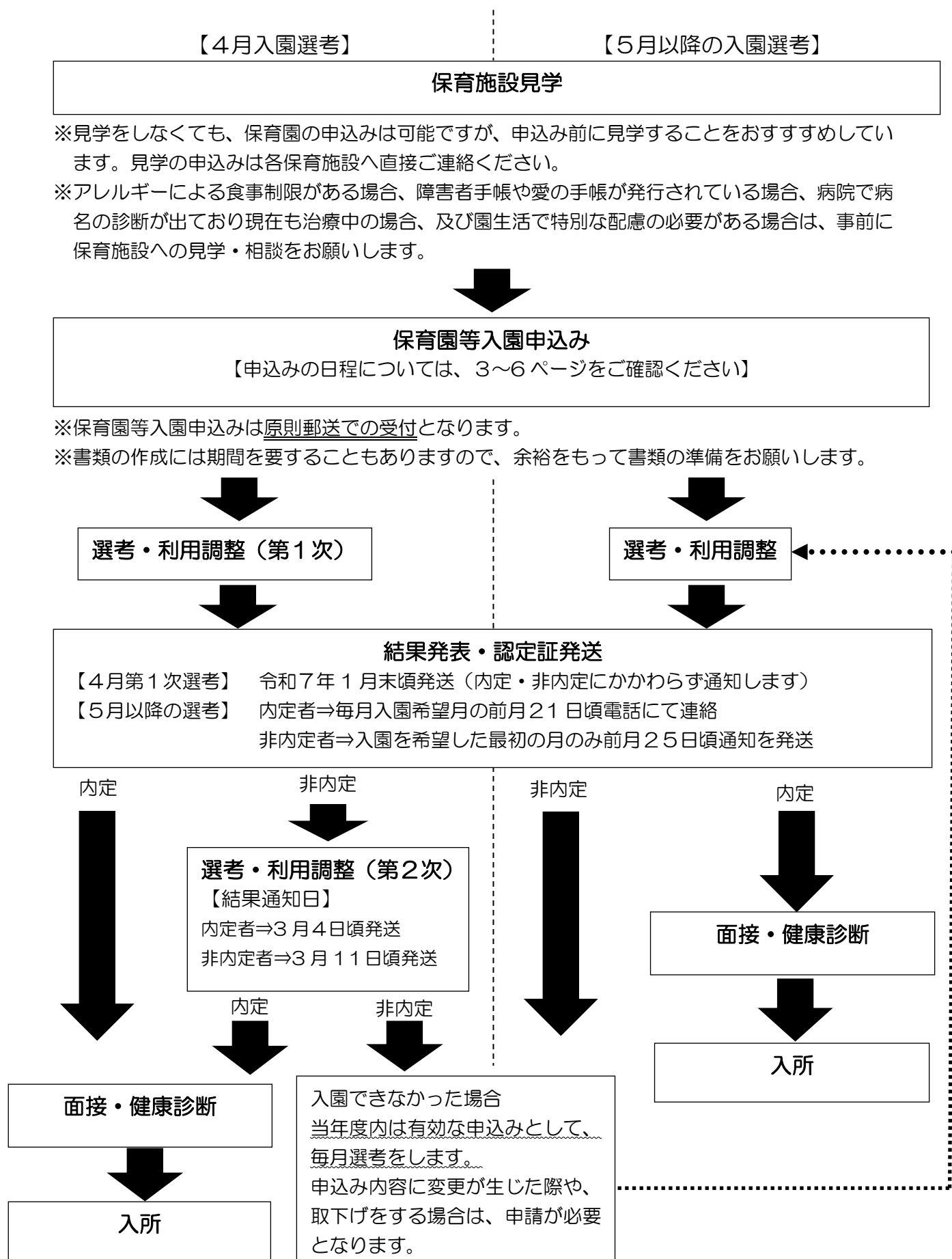
# 第1章

## 保育園等

## 入園申込みの手続きについて

- 1 申込みから入園までの流れ（令和7年度）
- 2 入園・転園申込みの手続き
- 3 保育園等入園申込みに必要な書類等（保育を必要とする事由）
- 4 選考（利用調整）
- 5 小平市 入園選考等基準表
- 6 入園ができなかった場合
- 7 子どものための教育・保育給付認定

## 1 申込みから入園までの流れ（令和7年度）



## 2 入園・転園申込みの手続き

### (1) 入園・転園申込み

入園・転園を希望する方は、保育を必要とする事由の有無を確認のうえ、入園・転園申込書に必要事項を記入し、必要書類（10～12ページ参照）を添えてお申込みください。なお、保育を必要とする事由に関する書類（就労証明書等）は必須となります。

保育園ごとに保育環境などが異なります。入園を希望する保育園を決める際は、事前に各保育園へ問合せのうえ、見学を行う、保育園のホームページ等を閲覧する、電話等で確認したい事項を質問する等、保育園の保育の内容や施設の状況等をよくご確認ください。保育園は「集団保育が可能であり、医療行為の必要がないこと」を条件としています。治療中の病気がある場合、障害者手帳や愛の手帳が発行されている場合、園生活で特別な配慮の必要がある場合は、必ずお子さんと一緒に入園希望施設を見学・相談してください。あわせて、入園申込みの前に保育課へご相談ください（障がいの程度、クラスの状態、保育士の配置等により受入れができない場合があります）。なお、医療的ケアを必要とする児童の申込みは9ページをご参照ください。

転園をご希望の場合、内定するまでは、現在の保育園に引き続き通園することが可能ですが、内定が確定した時点で、他のお子さんの入園が決まっていますので、内定を辞退し、現在の園に引き続き通園することはできません。

★入園内定後に辞退されると、今後の選考をする際に、減点となりますので（16ページ「入園選考等基準表」調整指数番号(308)参照）、よく検討のうえお申込みください。

★見学にあたっては、各保育園に直接お問合せください。

★選考は、提出された書類に基づき審査します。原則、書類に不備・不足があった場合については、指摘等はしておりませんので、入園のしおりや確認票を参考に誤りがないか確認のうえ、提出してください。

### (2) 令和7年4月入園の申込み（第1次受付）

受付期間：令和6年11月5日（火）～令和6年11月15日（金）

受付方法：①郵送での提出（消印有効）

②保育課に設置している提出ポストへの投函

③東部・西部出張所または動く市役所への提出

④電子申請による提出（ぴったりサービス） ※64ページ参照

原則、郵送での受付です

受付終了

★保育課に設置している提出ポストへの投函が可能な時間は以下のとおりです。なお、土日祝日は下記日程のとおり、11月9日（土）のみ投函することができます。

| 日程                  | 受付可能時間       |
|---------------------|--------------|
| 11月5日（火）～11月8日（金）   | 午前8時30分～午後5時 |
| 11月9日（土）            | 午前9時～正午      |
| 11月11日（月）～11月15日（金） | 午前8時30分～午後5時 |

★東部・西部出張所の受付は平日開庁時間のみ、動く市役所は巡回日程をご確認ください。

★保育課に設置した提出ポストや出張所等へ書類を提出する際に、書類の点検・内容確認はいたしません。そのため、提出方法によって有利・不利となることはありません。

★保育課に設置した提出ポストまたは出張所等で提出する場合は、専用封筒に必要書類をすべて封入のうえ、封緘した状態で提出してください。

結果通知：内定非内定にかかわらず、令和7年1月末頃結果を郵送します。

★電話では、結果を伝えておりませんので、書類の到着をお待ちください。

★受付控えを、提出後2週間を目安にご自宅へ送付予定です。受付控えは、収受したことをお知らせするものであり、書類の不備の有無をお知らせするものではありませんのでご了承ください（受付控えの送付は4月申込みのみで、5月以降は送付しません）。

※書類の到着確認はお答えすることができません。到着確認が必要な場合は、レターパックや書留等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。

※書類の原本はお返しすることができません。写しが必要な場合は、提出前に写しをお取りください。

## ◎窓口での受付が必要となる場合について

受付期間：令和6年11月5日（火）～令和6年11月15日（金）

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時（最終予約時間：午後4時30分）

土曜 午前8時30分～正午（最終予約時間：午前11時30分）

※令和6年11月10日（日）は窓口の受付はありません。

★下記に記載の受付対象者となる場合は、事前に予約のうえ、ご来庁ください。ただし、上記受付時間中にご来庁が困難な事情がある場合は、ご相談ください。なお、予約した場合でも、待ち時間が発生する場合があります。

予約方法：電話（042-346-9601）もしくは保育課窓口にて

予約時間：平日午前8時30分から午後5時まで

予約期限：窓口受付日の前日までにご連絡ください。

受付対象者：以下のいずれかに該当する場合、窓口での受付となります。

①障害者手帳や愛の手帳が発行されている児童

②病院で病名の診断が出ており、かつ、現在も治療中の児童

③上記（1）、（2）以外で、園生活で特別な配慮を要する児童

④入園受付日程以降に出生予定で申込む方（令和6年11月5日～令和7年2月3日  
出生予定の方）

⇒「出産予定児の申込みについて（5ページ）」をご参照ください。

⑤申請者（保護者）自身が、障がい等の事情により郵送での申込みが困難であり、申込みに際して支援を要する場合

⑥入園・転園申込み時点で、保育料を滞納している世帯

★小平市以外の保育施設の入園を希望する場合は、「小平市にお住まいで小平市外の保育を希望する場合（6ページ）」をご確認の上、希望する自治体の締切日の1週間前までに窓口にてお申込みください。

★上記対象以外の方は、窓口での提出は受け付けておりません。

★上記の対象となるか、ご不明な場合は、お問合せください。

## ◎出産予定児の申込みについて

出産予定児（出産予定日が、令和6年11月5日～令和7年2月3日の方および令和7年2月4日以降の出産予定日であるが、令和7年2月3日以前に出産する可能性がある方含む）で、4月入園第1次受付を希望する場合は、出生の有無にかかわらず3ページ（2）の第1次受付期間に入園申込み（仮申請）が必要です。

なお、申込みをする場合は、郵送受付ではなく、窓口での受付となりますので、事前に日程を確認し、予約のうえ、ご来庁ください。日程の詳細は4ページをご参照ください。

申込みには、10～12ページに記載の書類のほか、母子健康手帳の写し（保護者氏名と分娩予定日が記載のページ）が必要です（認定申請書兼入園・転園申込書は仮申請用をご使用ください）。

また、出産後は以下のとおり本申請が必要となります（本申請がない場合は、申込みが自動的に取下げとなりますのでご注意ください。）本申請も仮申請同様に、原則、保育課窓口での提出となりますので、以下の本申請期限までにご来庁をお願いします。

なお、第1次受付期間までに出生した場合は、通常の手続きで申込みすることができます。

出産予定児の本申請受付期限表

| 出生日                       | 本申請期限                                                          |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 令和6年11月5日(火)～令和7年1月20日(月) | 出生後15日(出生日を初日と起算)<br>※出生後15日目が土曜・日曜日、祝日、<br>12月29日～1月3日の場合は翌平日 |
| 令和7年1月21日(火)～令和7年2月3日(月)  | 令和7年2月4日(火)                                                    |

なお、4月入園の対象となるのは、令和7年2月3日生まれまでの児童です。

仮申請を行っていた場合でも、出生日が令和7年2月4日以降になった場合は、4月入園はできません。改めて、5月以降の入園申込み（本申請）を行う必要があります。

### (3) 令和7年4月入園の申込み（第2次受付）

受付期間：令和6年11月18日（月）～令和7年2月14日（金）

受付方法：①郵送での提出（消印有効）

②保育課に設置している提出ポストへの投函

（提出ポストへの投函は平日午前8時30分～午後5時までとなります。）

③東部・西部出張所および動く市役所への提出

④電子申請による提出（ぴたりサービス） ※64ページ参照

原則、郵送での受付です

受付終了

★第1次受付と同様に、対象者のみ窓口での受付となりますので、ご希望の方は事前に保育課までご連絡のうえ、ご来庁ください。詳しくは、4ページ「窓口での受付が必要となる場合について」をご参照ください。

★第1次受付で入園が決まらなかった場合、自動的に第2次受付の対象となりますので、改めての申込みは不要です。希望園を変更する場合や家庭状況が変更した場合、申込みを取り下げる場合等は、所定の手続きが必要になります。

結果通知：内定の場合⇒3月4日頃通知を発送予定

非内定の場合⇒3月11日頃通知を発送予定

★電話では、結果を伝えておりませんので、書類の到着をお待ちください。

#### (4) 令和7年5月以降入園の申込み

原則、郵送での受付です

受付期限

| 入園希望月 | 申込受付期間(消印有効)      | 入園希望月 | 申込受付期間(消印有効)        |
|-------|-------------------|-------|---------------------|
| 5月    | 2月17日(月)～4月10日(木) | 11月   | 9月11日(木)～10月10日(金)  |
| 6月    | 4月11日(金)～5月12日(月) | 12月   | 10月14日(火)～11月10日(月) |
| 7月    | 5月13日(火)～6月10日(火) | 1月    | 11月11日(火)～12月10日(水) |
| 8月    | 6月11日(水)～7月10日(木) | 2月    | 12月11日(木)～1月13日(火)  |
| 9月    | 7月11日(金)～8月12日(火) | 3月    | 1月14日(水)～2月10日(火)   |
| 10月   | 8月13日(水)～9月10日(水) |       |                     |

※12月、1月、2月に内定となった場合、翌年度4月第1次申込みは自動的に取下げとなります。

※3月に内定となった場合、翌年度4月第2次申込みは自動的に取下げとなります。

受付方法：①郵送での提出(消印有効)

②保育課に設置している提出ポストへの投函

③東部・西部出張所および動く市役所への提出

④電子申請による提出(ぴったりサービス) ※64ページ参照

★4月第1次受付、第2次受付と同様に、対象者のみ窓口での受付となりますので、対象者の方は事前に保育課までご連絡のうえ、ご来庁ください。詳しくは、4ページ「窓口での受付が必要となる場合について」をご参照ください。

選考時期：欠員が生じた場合のみ、毎月入園希望月の前月21日頃に選考・利用調整を行います。

★内定した場合は、申込書に記載された連絡先に電話にて内定した旨を伝えますので、必要な面接・健康診断等を入園日までに行ってください。すべての手続きが完了しない場合は、内定を取り消します。なお、内定連絡をした日の翌開庁日の午前10時までに連絡がつかない場合は、内定を取り消して、次点の方に内定を出しますので、必ず連絡がつくようにしてください。

#### (5) 小平市にお住まいで小平市外の保育を希望する場合

◎申込み先：小平市(小平市から希望する保育園のある市区町村へ申込書類を送付します)

★相手方によって異なりますので、事前に希望する保育園のある市区町村にご確認ください。

◎申込みの流れ

希望する保育園のある市区町村に、申込みの可否、締切日、必要書類等を確認してください。

★市区町村によっては、転入予定のない場合などに、申込みの制限を行っている場合があります。

★締切日や必要書類は、市区町村によって異なります。

(使用する必要書類の様式は、希望する保育園のある市区町村の様式が原則ですが、所定の様式がない場合は、小平市の様式を使用しても結構です。)

確認した必要書類をすべて用意し、希望する保育園がある市区町村の締切日の 1週間前までに、小平市保育課窓口にてお申込みください。

※1週間前を過ぎた場合や、書類に不備・不足があった場合は、締切日に間に合わないことがありますのでご注意ください。

小平市から、希望する保育園のある市区町村へ、申込書類を送付します。

希望する保育園のある市区町村が、選考・利用調整を行います。

## (6) 小平市外にお住まいで小平市の保育を希望する場合

◎申込可能な方：①小平市に転入予定の0～5歳児クラスの児童

②小平市に転入予定のない3～5歳児クラスの児童（4月第2次受付から申込可）

★小平市に転入予定のない0～2歳児クラスの児童はお申込みできません。

◎申込み先：お住まいの市区町村の保育園担当課

★お住まいの市区町村からの申込みができない場合は、小平市へ直接お申込みください。

その場合、小平市の様式をご使用ください。下記の必要書類に加え「住民票の写し（世帯全員）※」が必要です。小平市の受付期限までにお申込みください。

※記載を要する項目：世帯主との続柄、国籍（外国籍の方のみ）、（マイナンバーを記載した場合、個人番号（マイナンバー）提供書に添付する書類を省略できます。）

### ◎申込みの流れ

申込みに必要な書類を小平市様式で用意してください。

★具体的な書類や注意事項は、10～12ページをご参照ください。

なお、転入予定がある場合は、「転入誓約書」および「入園希望日までに小平市に転入することがわかる書類（不動産（建物）の売買契約書・賃貸借契約書等）のコピー」が別途必要です。

※契約書に「建物の所在地」「建物引渡日・契約開始日（希望する利用期間以前の日付であること）」

「契約者名・押印」部分が必要です。

★小平市様式は小平市ホームページ（ID：057661）からダウンロードできます。

★お住まいの市区町村の様式でも申込みはできますが、小平市で必要な情報が足りない場合、後日追加で書類を求めることになり、受付期限に間に合わない場合があります。

お住まいの市区町村の保育園担当課に、小平市の受付期限に間に合うようにお申込みください。

★事務処理に時間がかかる場合があります。お住まいの市区町村の保育園担当課に、小平市の受付期限を伝え、提出期限を確認してください。

★小平市の受付期限は、消印有効とします（FAX不可）。

お住まいの市区町村の保育園担当課から小平市へ、申込書類が送付されます。

小平市が選考・利用調整を行います。

小平市またはお住まいの市区町村が選考結果をご連絡します。

（小平市へ転入予定の申込みの場合）

入園選考結果にかかわらず、入園申込書に記入した入園希望日（各月1日）までに、小平市で住民登録手続きおよび小平市保育課で入園申込手続きをしてください。また、内定した場合は、必要な面接・健康診断等を入園日までに行ってください。上記すべての手続きが完了しない場合は、内定を取り消します。

★転入予定のない方の申込み（3～5歳児クラスの児童のみ）

4月第2次受付から申込みは可能ですが、原則として、小平市民や転入予定の方を選考した後、希望する園に多数の空きがあった場合、今後の市民の需要等を踏まえたうえで、選考の対象とするかを決定します。

## (7) 兄弟姉妹で同時に申込みをする場合

兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、入園・転園申込書の1 ページ目「兄弟姉妹で同時申込」の欄で、A「同時に同じ園に入れるまで待つ」、B「同時に入園できるならば、異なる園でもかまわない」、C「1 人だけの入園でもかまわない」のいずれかを(B と C はさらに細かい条件も)選択する必要があります。なお、選択肢以外の条件を指定することはできません。

兄弟条件の厳しさ：高

### A「同時に同じ園に入れるまで待つ」

同時に同じ園に内定が出るまでは入園を希望しない申込みです。

(例)：条件 A で 







 ⇒ 2 人とも内定しない

兄弟条件の厳しさ：中

### B「同時に入園できるならば、異なる園でもかまわない」

|     |                  |
|-----|------------------|
| B-① | 別々な園となっても希望順位を優先 |
|     | 希望順位が低くても同じ園を優先  |

同時に内定が出るまでは入園を希望しない申込みです。B を選択する場合、B-①の選択も必要です。

なお、「希望順位が低くても同じ園を優先」を選択する場合であっても、兄弟姉妹で異なる園に内定することはあります。

(例 1)：条件 B で 







 ⇒ 2 人とも内定する

(例 2)：条件 B で 







 ⇒ 2 人とも内定しない

#### 条件 B の注意点

- ・条件 B での申込みでは、1 人だけ内定が出ることはありません。
- ・1 人だけでも入園を希望する場合、条件 C「1 人だけの入園でもかまわない」を選択してください。

兄弟条件の厳しさ：低

### C「1 人だけの入園でもかまわない」

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| C-① | 上の子から (※下の子だけの入園を希望しない) |
|     | 下の子から (※上の子だけの入園を希望しない) |
|     | どちらか 1 人のみの入園でもかまわない    |
| C-② | 別々な園となっても希望順位を優先        |
|     | 希望順位が低くても同じ園を優先         |

申込児童全員が内定しない場合でも、入園を希望する申込みになります。C を選択する場合、C-①と C-②の両方を選択する必要があります。なお、「希望順位が低くても同じ園を優先」を選択する場合であっても、兄弟姉妹で異なる園に内定することはあります。

(例 1)：兄弟条件 C で 







 ⇒ 2 人とも内定しない

(例 2)：兄弟条件 C で 







 ⇒ 弟のみ内定する

#### 条件 C の注意点

- ・申込児童のうち 1 人だけ入園が決定した場合でも、申込時の保育要件 (就労など) を満たす必要がありますので、入園できなかった児童の預け先が必要となります。

## （８）育児休業対象となる児童の入園申込みをする場合（就労要件に限る）

入園・転園申込書の１ページ目「育児休業取得中の方」の欄で下記の選択肢のいずれかを選択してください。合わせて、２ページ目「家庭状況届１」の「（１）就労」にて、就労証明書に記載の就労内容のとおり、復職誓約する必要があります。なお、就労要件で申込みをする保護者については、就労証明書が必須となります。

また、育児休業対象となる児童の申込みをする場合であっても、育児休業取得中の保護者が「就労」以外の要件で申込みをする場合は、「育児休業取得中の方」の欄で選択する必要はありません。

|                   |
|-------------------|
| 「育児休業取得中の方」の欄の選択肢 |
|-------------------|

|              |
|--------------|
| ① 直ちに復職を希望する |
|--------------|

入園を希望する場合は、①「直ちに復職を希望する」を選択してください。入園決定した場合は、入園月の翌月１日までに復職する必要があります。なお、①を選択した場合であっても、必ずしも入園となるものではありません。

|                   |
|-------------------|
| 「育児休業取得中の方」の欄の選択肢 |
|-------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| ② 希望する認可保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる |
|-------------------------------------|

認可保育園等に入園できない場合に育児休業を延長でき、他の児童を優先してもよい場合は、②「希望する認可保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択してください。こちらを選択すると、育児休業の対象となる児童にのみ調整指数（３０９）の減点（－９０点）が適用され、その他すべての調整指数が育児休業の対象となる児童には適用されません。減点を希望しない場合は、必ず①「直ちに復職を希望する」を選択してください。なお、②を選択した場合であっても、必ずしも入所保留（非内定）となるものではありません。

## ◎入園・転園申込書の写しについて

育児休業給付金の延長手続きには、入園・転園申込書すべてのページの写し（申込児童１人の場合、Ａ４で４枚またはＡ３で２枚のコピー）が必要とされていますので、入園申込み前に、写しをお取りください（小平市に提出したものと同等であれば、小平市の受付印は必要ありません）。

なお、育児休業の延長、育児休業給付金の延長手続き（延長要件、必要書類、申告書の記載方法など）は、ハローワークおよび就労先へお問合せください。

## ◎申込受付期日を過ぎた入園申込みについて

申込受付期日を過ぎた入園申込みは、当該月の申込みとして取り扱えないため、入所保留通知書を発行できません。

（例）：５月の申込受付期日を過ぎて申込みをした場合、５月の入所保留通知書は発行できません。

## ◎入園内定を辞退した場合について

保育所入所保留通知書は、入園選考の結果、入園に至らなかった（非内定となった）場合に通知するため、内定後に辞退をした場合は、内定した月に係る保育所入所保留通知書は発行できません。

（例）：５月に内定したが辞退した場合は、５月の保育所入所保留通知書は出せません。

## （９）医療的ケアを必要とする児童の受入れについて

令和７年度入園の受付は終了しました。令和８年度の受入れ施設、対象となる医療的ケアの内容、対象年齢など入園申込みの詳細な内容は令和７年７月下旬にホームページ（ID：106630）にて公表する予定です。なお、毎年７月下旬ごろにホームページの内容を年度更新します。一般の入園申込みとは受付期間等が異なりますのでご注意ください。

### 3 保育園等入園申込みに必要な書類等（保育を必要とする事由）

※「☆」が付いている書類は、小平市のホームページ（ID：057661）からダウンロードできます。

#### ◎入園申込みに必要な書類（①②③⑤は必須、④⑥は該当の場合）

##### ① 認定申請書 兼 入園・転園申込書（☆）

出産予定児は認定申請書兼入園・転園申込書（仮申請用）をご使用ください。

※出産予定児・・・出産予定日が、令和6年11月5日～令和7年2月3日の方、及び令和7年2月4日以降であるが、令和7年2月3日以前に出産する可能性がある方（4月入園のみ）

##### ② 入園・転園申込みにかかる確認票（☆）

##### ③ 保育を必要とする事由を証明・確認できる書類（ア～キの該当する書類）

保護者（父、母）それぞれの分が必要です。また、内縁関係や、同棲している場合は、その相手方の分も必要です。

| 保育を必要とする事由 |                                                                     | 提出する書類（◎は全員、○は該当者のみ提出）                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア          | 就労している（会社勤務）・採用予定<br><br>（職員・従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、親族が代表者の会社に勤務等） | ◎「就労証明書（☆）」（会社が証明）<br>★令和7年4月入園申込みの方は、10月以降に証明されたものをご提出ください。<br>★5月以降の入園申込みの方は、証明日が申込受付期間の初日より過去2か月以内の証明をご提出ください。<br>◎「就労要件での申込みにかかる確認票（☆）」<br>○「タイムスケジュール表（就労先が複数ある方など）（☆）」<br>★必要に応じて、シフト表等の提出を求める場合があります。                                                 |
| イ          | 就労している（自営業等）<br><br>（本人が代表者の会社に勤務、会社役員、自営業主、自営業専従者、業務委託、内職者）        | ◎「就労証明書（☆）」（自営業主等本人が証明）<br>◎「就労要件での申込みにかかる確認票（☆）」<br>◎「タイムスケジュール表（☆）」<br>◎「公的機関が発行（収受）した書類（最新の確定申告書一式・会社の登記事項証明書・個人事業主の開業届出書・営業許可証などから1点）」<br>★事業専従者は、専従者であることがわかる書類（代表者の確定申告書・青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票などの写し）を提出してください。<br>★必要に応じて、実績が高い月の収入額の根拠書類を求める場合があります。 |
| ウ          | 疾病がある                                                               | ◎「診断書（保育が困難である旨が記載されたもの）」<br>★小平市指定の様式はありません。                                                                                                                                                                                                                |
| エ          | 障がいがある                                                              | ◎「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」                                                                                                                                                                                                                                          |
| オ          | 介護・看護をしている                                                          | ◎「介護（看護）状況申告書（☆）」<br>◎「介護（看護）を必要とすることを証明する書類（診断書等）のコピー」                                                                                                                                                                                                      |
| カ          | 出産予定                                                                | ◎「母子健康手帳のコピー（子の保護者氏名の記載ページ及び分娩予定日の記載ページ）」<br>★出産（予定）月とその前後2か月の最大計5か月の利用です。                                                                                                                                                                                   |
| キ          | 就学している（予定を含む）<br>【学校教育法に規定する学校等】                                    | ◎「在学証明書」<br>◎「時間割表」<br>◎「タイムスケジュール表（☆）」                                                                                                                                                                                                                      |
| ク          | 求職活動                                                                | ◎必要な書類はありません。<br>★ただし、入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書及び求職活動報告書を提出することが条件となります。                                                                                                                                                                                         |

- ★就労している方で、転職などにより現在の就労先で3か月分の継続した実績が証明できない場合には、前職分の就労証明書をあわせてご提出ください。前職を確認できない場合は、現在の就労先の就労実績のみで選考を行います（実績不足の減点があります）。
- ★就労と介護・看護、就労と就学、または就学と介護・看護の複数の保育を必要とする事由がある場合は、考慮できる場合がありますのでご相談ください。
- ★所定の様式（就労証明書など）のみで保育を必要とする事由を把握しきれない状況がある場合は、その状況が確認できる書類を添付してください。
- ★兄弟姉妹2人以上で同時に申込みをする場合は、家庭状況届2（健康状態等を記入する部分）については、兄弟姉妹の人数分必要です。それ以外の就労証明書等の書類は1枚で構いません（兄弟姉妹の人数分を用意する必要はありません）。
- ★提出された書類は返却できません。コピーが必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。

#### ④ 市民税額を証明する書類

| 入園希望月         | 保護者の状況 |                           | 提出する書類                                                                                                    |
|---------------|--------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年4月～8月     | ア      | 令和6年1月1日時点で小平市に住民票があった方   | 市民税課税状況の確認の取れる方（未申告 <sup>※7</sup> の方以外）は、提出の必要はありません。<br>下記※7 参照                                          |
|               | イ      | 令和6年1月1日時点では小平市外に住民票があった方 | 「令和6年度市（区町村）民税・都（道府県）民税課税（非課税）証明書」（コピー可）<br>下記※1・2・3・4 参照                                                 |
|               | ウ      | 令和6年1月1日時点では国外にお住まいの方     | 就労先等から給与証明書（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に支払われた給与・控除等の証明書（小平市指定の様式はありません））の交付を受けて提出してください。<br>下記※1・2・4・5 参照    |
| 令和7年9月～令和8年3月 | エ      | 令和7年1月1日時点で小平市に住民票があった方   | 市民税課税状況の確認の取れる方（未申告 <sup>※7</sup> の方以外）は、提出の必要はありません。<br>下記※7 参照                                          |
|               | オ      | 令和7年1月1日時点では小平市外に住民票があった方 | 「令和7年度市（区町村）民税・都（道府県）民税課税（非課税）証明書」（コピー可）<br>下記※1・2・3・4・6 参照                                               |
|               | カ      | 令和7年1月1日時点では国外にお住まいの方     | 就労先から「給与証明書」（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に支払われた給与・控除等の証明書（小平市指定の様式はありません））の交付を受けて提出してください。<br>下記※1・2・4・5・6 参照 |

- ※1 保護者（父、母）それぞれの分の提出が必要になります。ただし、親族（祖父母等）と同居されている方は、状況により、親族分も必要になる場合があります。
- ※2 母（父）が、父（母）の控除対象配偶者または同一生計配偶者であることが、父（母）の書類から分かる場合は、母（父）の書類は省略可能です。
- ※3 課税額が記載されていない所得額のみ証明書は使用できません。
- ※4 保育課に既に提出された分については省略可能です。入園・転園申込みにかかる確認票裏面「提出書類チェックシート」に記入してください。なお、提出が確認できない場合は、未提出の扱いとなります。
- ※5 海外での支払分・国内での支払分に分かれている場合は、1年間の収入から保育料を算定するため、それぞれの給与証明が必要となります。なお、日本語以外で書かれた証明書の場合には、翻訳文を添付してください。
- ※6 令和7年4月から8月までの入園希望にて申込みしたものの、入園できておらず、9月以降の入園選考を引き続き希望する場合、オまたはカに該当する方については、追加で提出が必要です（令和7年9月期以降に、新規で入園を希望する方は、各月の申込受付期限までに提出してください）。なお、令和7年度課税（非課税）証明書は、令和7年6月以降、令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で交付されます。
- ※7 市民税が未申告の場合、市民税額が高い世帯と判断され、入園選考において不利になる可能性があります。

### ⑤ 個人番号（マイナンバー）提供書（☆）

「個人番号（マイナンバー）提供書」に必要事項を記入のうえ、家族全員の「個人番号確認書類」および「本人確認書類」（代表者１名分）を添付ください。

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 個人番号確認書類 | 個人番号（マイナンバー）カード、通知カード、住民票の写し（個人番号あり）                           |
| 本人確認書類   | 個人番号カード、運転免許証、パスポート等の公的機関から発行された証明書（顔写真付きのものは１点、顔写真付きでないものは２点） |

### ⑥ その他、家庭の状況、こどもの状況に応じて必要な書類

| 家庭の状況、こどもの状況 |                                                                                 | 提出する書類（◎は全員、○は該当者のみ提出）                                                                                                                                                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア            | 生活保護を受けている場合                                                                    | ◎「生活保護受給証明書」                                                                                                                                                                                                    |
| イ            | ひとり親の場合<br>（離別・未婚・死別・離婚前提の別居・離婚調停中）                                             | 【離別・未婚・死別の方】<br>◎「戸籍謄本の写し」または「ひとり親世帯が受けることができる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）」                                                                                                                                     |
|              | ※上記以外の理由でひとり親の方は、提出する書類について別途お問合せください。                                          | 【離婚前提の別居・離婚調停中の方】<br>◎「ひとり親であることの申立書（☆）」<br>○「離婚調停中であることを証明する書類」（調停期日通知書、期日請書など）                                                                                                                                |
| ウ            | 申込みのこども、または同一世帯員に障がい等がある場合                                                      | ◎「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」<br><br>★集団保育が可能であることが前提です。<br>★ <b>こどもの状況を確認するために、面談を行うことがあります。入園申込み前に、保育課へ連絡してください。</b><br>★状況により診断書等（小平市が指定する事項が記載されたもの）の提出を求めることがあります。                                                   |
| エ            | 妊娠中の場合                                                                          | ◎「母子健康手帳のコピー（子の保護者氏名の記載ページおよび分娩予定日の記載ページ）」                                                                                                                                                                      |
| オ            | <u>小平市外にお住まいで</u> 、小平市に転入予定があり、小平市の保育を希望する場合<br>◆申込方法が小平市にお住まいの方と異なります（７ページ参照）。 | ◎「転入誓約書（☆）」<br>◎「入園希望日までに小平市に転入することがわかる書類（不動産（建物）の賃貸借契約書・売買契約書など）のコピー」<br>○「住民票の写し（世帯全員）※」★ <u>お住まいの自治体からお申込みができない方のみ必要です。</u><br>※記載項目：世帯主との続柄、国籍（外国籍の方のみ）、（マイナンバーを記載した場合、個人番号（マイナンバー）提供書に添付する書類を省略することができます。） |
| カ            | 保護者が外国籍で、保育を必要とする事由が「就労」「求職活動」の場合                                               | ◎「在留カード両面のコピー」<br>※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類                                                                                                                                      |
| キ            | 保育士等優先加点を希望する場合<br>◆１７ページの条件をご確認ください。                                           | ◎「保育士等就労に関する誓約書（☆）」                                                                                                                                                                                             |

## 4 選考（利用調整）

認可保育園等の申込者数が、受入可能人数を超えた場合には、選考（利用調整）を行います。  
選考（利用調整）は、申込みのあった児童ごとに、「入園選考等基準表」に基づいて行います。  
「入園選考等基準表」は、次ページを参照してください。

### （１）選考基準指数の考え方

保育を必要とする主たる事由（就労、疾病など）等から入園選考等基準表に基づき指数を決定します。

#### ◎就労要件について

就労要件の基準指数は、雇用契約の就労内容を上限とした就労実績から判定します。

（例）父：週５日、１日８時間の契約に基づき、就労実績が契約時間を満たしている

母：週５日、１日７時間の契約に基づき、就労実績が契約時間を満たしている

【父基準指数】５０点＋【母基準指数】４５点＝【世帯基準指数】９５点

#### ◎育児短時間（時短）勤務制度の利用について（会社独自の制度含む）

育児短時間勤務制度を利用する（していた）場合、短縮する（していた）時間のうち２時間までは就労時間とみなします。なお、２時間を超えて短縮する（していた）場合でも、就労時間とみなすのは２時間となります。また、就労日数の減少については考慮されません。

（例）週５日、１日８時間の契約で、育児短時間勤務制度を利用して１時間短縮する（していた）場合、就労実績に１時間を加算し、契約時間を満たしていれば、契約どおりの指数となります。

#### ◎下の子の育休取得中に上の子の転園申込みをされる方について（復職を前提としない転園申込み）

上の子が転園希望月の前月まで認可保育園等に在園している場合は可能です。詳しくは６７ページＱ１６を参照してください。

#### ◎自営業で現在休業中、または産後休業から復職し就労度合いを下げている方について

自営業で育児休業制度がなく、現在休業中または産後休業から復職し就労度合いを下げている方は、一定条件を満たせば、就労証明書において産前休業前の就労実績を記載することができる場合がありますので、申込み前にご相談ください。

### （２）申込みにあたっての注意点について

**申込書類は入園月時点（入園後）の内容（保育要件、就労内容、家庭状況等）が記載されたものを提出してください。提出済みの申込書類の内容に変更（予定）がある場合は、速やかに（変更前に）保育課まで届け出てください。**

提出された書類から各世帯の指数を付け、保育の必要度に基づき優先順位を決めます。申込書類の内容に変更があると、本来、入園できたはずの方が入園できないといった不公平な状況が生じてしまう恐れがあります。**申込み時と入園時（入園後）の状況に変更（指数が下がる場合等）がある場合は、原則、内定していたとしても取り消します（入園後に確認できた場合は、その月の末日で退園となります）。**

（例）現在、産休・育休中で、就労契約、就労実績ともに「週５日、１日８時間」で入園できた際は、育児短時間勤務制度を利用して日数の変更なく２時間短縮して復職するとの申告で申込みをした方が入園後、以下のように復職した場合は、**原則、内定取消（入園後に確認できた場合は、その月の末日で退園）となります。**

【内定取消となる例】

- ・ 契約を「週**４日**、１日**７時間**」に変更して復職する。
- ・ 育児短時間勤務制度を利用して２時間３０分短縮して復職する。

## 5 小平市 入園選考等基準表

### 基準指数

|                         |                             | 保護者の状況             |                                                                      |                                 | 基準<br>指数 | 利用<br>期間                          |    |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------|-----------------------------------|----|
| 類型                      | 番号                          | 細目                 |                                                                      |                                 |          |                                   |    |
| ①就労<br>(原則、休憩<br>時間を含む) | (1)                         | 外勤、<br>自営<br>(中心者) | 月20日以上就労                                                             | 月160時間以上の就労を常態                  | 50       | 就労期間が<br>終了する月の<br>末日まで           |    |
|                         | (2)                         |                    |                                                                      | 月140時間以上の就労を常態                  | 45       |                                   |    |
|                         | (3)                         |                    |                                                                      | 月120時間以上の就労を常態                  | 40       |                                   |    |
|                         | (4)                         |                    |                                                                      | 月100時間以上の就労を常態                  | 35       |                                   |    |
|                         | (5)                         |                    |                                                                      | 月80時間以上の就労を常態                   | 30       |                                   |    |
|                         | (6)                         |                    | 月16日以上就労                                                             | 月144時間以上の就労を常態                  | 45       |                                   |    |
|                         | (7)                         |                    |                                                                      | 月128時間以上の就労を常態                  | 40       |                                   |    |
|                         | (8)                         |                    |                                                                      | 月112時間以上の就労を常態                  | 35       |                                   |    |
|                         | (9)                         |                    |                                                                      | 月96時間以上の就労を常態                   | 30       |                                   |    |
|                         | (10)                        |                    |                                                                      | 月80時間以上の就労を常態                   | 25       |                                   |    |
|                         | (11)                        |                    | 月12日以上就労                                                             | 月124時間以上の就労を常態                  | 38       |                                   |    |
|                         | (12)                        |                    |                                                                      | 月108時間以上の就労を常態                  | 33       |                                   |    |
|                         | (13)                        |                    |                                                                      | 月92時間以上の就労を常態                   | 28       |                                   |    |
|                         | (14)                        |                    |                                                                      | 月76時間以上の就労を常態                   | 24       |                                   |    |
|                         | (15)                        |                    |                                                                      | 月60時間以上の就労を常態                   | 22       |                                   |    |
|                         | (16)                        |                    | 月48時間以上の就労を常態                                                        | 20                              |          |                                   |    |
|                         | (17)                        | 自営<br>(中心者<br>以外)  | 月20日以上就労                                                             | 月160時間以上の就労を常態                  | 38       |                                   |    |
|                         | (18)                        |                    |                                                                      | 月140時間以上の就労を常態                  | 34       |                                   |    |
|                         | (19)                        |                    |                                                                      | 月120時間以上の就労を常態                  | 30       |                                   |    |
|                         | (20)                        |                    |                                                                      | 月100時間以上の就労を常態                  | 27       |                                   |    |
|                         | (21)                        |                    |                                                                      | 月80時間以上の就労を常態                   | 22       |                                   |    |
|                         | (22)                        |                    | 月16日以上就労                                                             | 月144時間以上の就労を常態                  | 34       |                                   |    |
|                         | (23)                        |                    |                                                                      | 月128時間以上の就労を常態                  | 30       |                                   |    |
|                         | (24)                        |                    |                                                                      | 月112時間以上の就労を常態                  | 27       |                                   |    |
|                         | (25)                        |                    |                                                                      | 月96時間以上の就労を常態                   | 22       |                                   |    |
|                         | (26)                        |                    |                                                                      | 月80時間以上の就労を常態                   | 20       |                                   |    |
|                         | (27)                        |                    | 月12日以上就労                                                             | 月124時間以上の就労を常態                  | 29       |                                   |    |
|                         | (28)                        |                    |                                                                      | 月108時間以上の就労を常態                  | 25       |                                   |    |
|                         | (29)                        |                    |                                                                      | 月92時間以上の就労を常態                   | 21       |                                   |    |
|                         | (30)                        |                    |                                                                      | 月76時間以上の就労を常態                   | 19       |                                   |    |
|                         | (31)                        |                    |                                                                      | 月60時間以上の就労を常態                   | 18       |                                   |    |
|                         | (32)                        |                    |                                                                      | 月48時間以上の就労を常態                   | 17       |                                   |    |
| ②妊娠、出産                  | (33)                        | 出産のため保育にあたれない場合    |                                                                      |                                 | 35       | 5か月以内<br>(出産月及び出<br>産月の前後<br>2か月) |    |
| ③保護者の疾<br>病、障がい         | (34)                        | 疾病                 | 入院(1か月以上)                                                            |                                 | 50       | 入院・療養を要<br>しなくなる月の<br>末日まで        |    |
|                         | (35)                        |                    | 居宅療養                                                                 | 常時病臥、感染症(隔離を要するもの)              |          |                                   | 50 |
|                         | (36)                        |                    |                                                                      | 精神性                             |          |                                   | 40 |
|                         | (37)                        |                    |                                                                      | 安静を要する状態(日常生活に著しく支障があると認められるもの) |          |                                   | 30 |
|                         | (38)                        |                    |                                                                      | 定期的に通院加療を要する状態                  |          |                                   | 20 |
|                         | (39)                        | 障がい                | 身体障害者手帳1・2級(視覚、聴覚又は体幹機能障害者の場合は3級以上)、精神<br>障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳のいずれかを所持 |                                 | 50       | 左記の基準に<br>該当しなくなる<br>月の末日まで       |    |
|                         | (40)                        |                    | 身体障害者手帳3級(視覚、聴覚又は体幹機能障害者の場合は4級以下)を所持                                 |                                 | 40       |                                   |    |
| (41)                    | 身体障害者手帳4級以下(保育の必要性が認められるもの) |                    | 20                                                                   |                                 |          |                                   |    |

| 保護者の状況                |       |                                       |                           | 基準<br>指数                                                       | 利用<br>期間            |                 |  |  |  |  |    |
|-----------------------|-------|---------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|--|--|--|--|----|
| 類型                    | 番号    | 細目                                    |                           |                                                                |                     |                 |  |  |  |  |    |
| ④親族の介護・看護             | (42)  | 居宅内                                   |                           | 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護度4・5、精神障害者保健福祉手帳1・2級の同居親族の在宅介護・在宅看護を常態 | 50                  | 介護を要しなくなる月の末日まで |  |  |  |  |    |
|                       | (43)  |                                       |                           | 身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護度2・3、精神障害者保健福祉手帳3級の同居親族の在宅介護・在宅看護を常態     | 40                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (44)  |                                       |                           | 同居親族を在宅介護・在宅看護(上記以外で、保育の必要性が認められるもの)                           | 20                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (45)  | 施設等付添                                 | 月20日以上付添い                 | 月140時間以上の付添い                                                   | 45                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (46)  |                                       |                           | 月120時間以上の付添い                                                   | 41                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (47)  |                                       |                           | 月100時間以上の付添い                                                   | 36                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (48)  |                                       |                           | 月80時間以上の付添い                                                    | 32                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (49)  |                                       |                           | 月60時間以上の付添い                                                    | 24                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (50)  |                                       | 月16日以上付添い                 | 月128時間以上の付添い                                                   | 41                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (51)  |                                       |                           | 月112時間以上の付添い                                                   | 36                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (52)  |                                       |                           | 月96時間以上の付添い                                                    | 32                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (53)  |                                       |                           | 月80時間以上の付添い                                                    | 27                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (54)  |                                       |                           | 月64時間以上の付添い                                                    | 23                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (55)  |                                       | 月12日以上付添い                 | 月112時間以上の付添い                                                   | 35                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (56)  |                                       |                           | 月96時間以上の付添い                                                    | 30                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (57)  |                                       |                           | 月80時間以上の付添い                                                    | 26                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (58)  |                                       |                           | 月64時間以上の付添い                                                    | 21                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (59)  |                                       |                           | 月48時間以上の付添い                                                    | 18                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | ⑤災害復旧 |                                       | (60)                      | 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合                                    |                     |                 |  |  |  |  | 50 |
| ⑥求職活動<br>(原則、休憩時間を含む) | (61)  |                                       | 求職等                       | 月160時間以上の就労に内定                                                 | 30                  | 3か月以内           |  |  |  |  |    |
|                       | (62)  |                                       |                           | 月140時間以上の就労に内定                                                 | 25                  |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (63)  | 月112時間以上の就労に内定                        |                           | 20                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (64)  | 月80時間以上の就労に内定                         |                           | 16                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (65)  | 月48時間以上の就労に内定                         |                           | 14                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (66)  | 開業準備中                                 |                           | 14                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (67)  | 求職中                                   |                           | 10                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
| ⑦就学                   | (68)  | 職業訓練、又は教育施設に通学するため、日中の外出を常態としている場合    |                           | 求職活動に準じる                                                       | 左記の基準に該当しなくなる月の末日まで |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (69)  | 職業訓練、又は教育施設の通信教育を受けるため、保育をすることができない場合 |                           | 14                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (70)  | 職業訓練、又は教育施設に内定                        |                           | 12                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
| ⑧その他                  | (71)  | 不存在                                   | 死亡・離婚・生死不明・拘禁・行方不明等       | 50                                                             |                     |                 |  |  |  |  |    |
|                       | (72)  | その他                                   | 前各号に掲げるもの他、保育の必要性が認められる場合 | 10～60                                                          |                     |                 |  |  |  |  |    |

## 備考

- 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち主たるものの基準指数とします。
- 就労とは、生計を立てるために就労時間に対して妥当な収入を得ていることをいいます。
- 就労については、雇用契約の就労内容を上限とした就労実績から基準指数を判定します。
- 自営は、自営業主や本人が代表者の会社に勤務している場合をいいます。
- 自営（中心者）とは、経営者（確定申告書・登記簿謄本・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者）で就労時間に対して妥当な所得を得ている方のことです。  
なお、経営者以外であっても就労時間に対して妥当な給与等を支給されている者を含みます。
- 自営（中心者以外）とは、自営協力者等、上記の自営（中心者）に当てはまらない方のことです。ただし、就労時間に対して収入額が著しく低い場合は、基準指数（67）を適用します。
- 出来高制等で就労時間が不確定な勤務については、雇用契約内容、収入金額、最低賃金等から就労時間を認定します。
- 育児休業取得中の転園申込みで、復職予定がない場合は基準指数（33）を上限とします。
- 開業準備中で、開業日が提出資料から確認できる場合は、基準指数（61）～（65）を適用します。
- 介護・看護については、障害者手帳などの等級だけでなく、実際の介護・看護状況も鑑み、基準指数を判定します。
- 就労、介護・看護及び就学の中で複数の保育要件があり、提出資料から確認できる場合は、複数の要件を按分し基準指数を判定します。
- 複数の就労先で就労している場合は、原則、それぞれの就労証明書の同じ月の就労実績を基に契約を満たしているか判定します。

## 調整指数

### 1. 申込み世帯にかかわるもの

| 番号    | 条件                             | 調整指数 |
|-------|--------------------------------|------|
| (101) | ひとり親世帯                         | 25   |
| (102) | 生活保護世帯                         | 10   |
| (103) | 入園申込締切日時点で小学校6年生までの児童が3人以上いる世帯 | 1    |
| (104) | 保育料を正当な理由なく滞納(卒園児を含む)している場合    | -40  |

★番号(101)のひとり親世帯には、①離婚調停・裁判中で別居中の者、②父又は母が死亡・生死不明・拘禁・行方不明の者、③その他ひとり親世帯と同程度と認められる者を含みます。ただし、離婚後同居・単身赴任・離婚前提別居は認めません。

### 2. 保護者それぞれにかかわるもの

| 番号    | 条件                                                   | 調整指数 |
|-------|------------------------------------------------------|------|
| (201) | 就労要件で申込みの保護者が、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している場合 | 5    |
| (202) | 就労実績の証明が1か月以上3か月未満の場合                                | -3   |

★番号(202)は、就労実績未記載を含みます。ただし、就労実績がない場合は、基準指数(61)～(65)を適用し、番号(202)は適用しません。

### 3. 申込み児童にかかわるもの

| 番号    | 条件                                                               | 調整指数 |
|-------|------------------------------------------------------------------|------|
| (301) | 認証保育所・認定家庭福祉員等の在園児(3歳児クラス以上の申込みの場合に適用)                           | 15   |
| (302) | 兄弟姉妹(多胎児を含む)と異なる保育施設に在籍している場合                                    | 5    |
| (303) | 多胎児が同時に申込み場合(転園及び番号(302)に該当する場合は除く)                              | 5    |
| (304) | 兄弟姉妹が認可保育園等に在園しており、保護者が育児休業から入園後に復帰する場合(保育施設に在籍していない育児休業対象児童に限る) | 3    |
| (305) | 兄弟姉妹が同時に申込み場合(転園及び番号(302)・(303)・(304)に該当する場合は除く)                 | 1    |
| (306) | 市内の保育施設等に所定の誓約・条件下で就労している(する)保育士等の児童(転園を除く)                      | 1    |
| (307) | 小平市内にある2歳児までの認可保育園の卒園児で、卒後に優先利用のできる施設の設定がない場合                    | 30   |
| (308) | 入園内定を辞退した場合(対象は当該児童で、当年度のみ)                                      | -20  |
| (309) | 希望する認可保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる                                | -90  |

★番号(301)、(302)及び(304)についての詳細は、Q&A集【選考について】をご参照ください。

★番号(303)及び(305)については、兄弟姉妹ともに市へ申込み、選考を受ける場合に対象となります。

★番号(306)の対象条件については、次ページをご参照ください。

★番号(307)の対象は白梅保育園、ひめゆり保育園、よつぎ第三保育園(分園含む)の卒園児です。

★番号(309)については、育児休業の対象となる児童にのみ適用され、その他すべての調整指数が適用外となります。

## 決定順位

|      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
| 第1順位 | 基準指数と調整指数の合計数が高い世帯                                   |
| 第2順位 | 世帯の市区町村民税額(4～8月入園・転園の場合は前年度分、9～3月入園・転園の場合は当年度分)が低い世帯 |

## 【保育士等優先加点について】

小平市内の保育施設等に保育士、保育教諭または幼稚園教諭として勤務する（予定の）保護者が新規で入園申込み（転園申込みを除く）をする際に、加点対象条件をすべて満たした場合、調整指数「+1」の加点をします。

なお、入園選考の結果、内定となった場合、入園月時点で加点対象条件を満たさないことがわかった場合は、入園内定を取り消します。

### ◎加点対象条件

#### ①勤務内容

保育業務に従事する（予定の）保育士、保育教諭、教育業務に従事する（予定の）幼稚園教諭

★いずれの場合も入園月時点で有効な資格を有していること

#### ②就労先施設

小平市内の認定こども園、幼稚園、認可保育園、地域型保育事業、東京都認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育事業（入園希望月までに開設予定の施設も対象）

#### ③雇用形態

雇用形態を問わず、月120時間（休憩を含む）以上の就労または就労予定

#### ④勤務期間

入園後1年間以上、申請条件で就労を継続することが必要です（産前産後休業・育児休業を取得した場合は、産前産後休業・育児休業期間を除きます）。

#### ⑤提出書類

保育士等就労に関する誓約書

★各施設（公立認可保育園除く）での証明が必要です。

※上記「加点対象条件」に該当する保護者が複数いる場合でも、児童1名に対する加点は「+1」となります。

## 6 入園ができなかった場合

保育園の定員に余裕がなく入園できなかった方には、その旨を文書（保育所入所保留通知書）でお知らせします（最初に入園を希望した月のみ通知します。毎月の発行ではありませんので、初月以降の通知が必要な場合、発行依頼の手続きが必要です）。

令和7年度保育園入園・転園申込書の有効期限は令和8年3月までです。その間、希望園に欠員が生じた場合には、毎月21日頃に、提出されている書類に基づいて選考を行います。

選考の結果、入園が内定した方には電話で連絡します。

**次のような場合は、その後の選考に影響する場合がありますので、保育課に届け出てください**（届出内容により、確認書類が必要です）。

- ① 家庭や仕事の状況などに変化があった場合（結婚、離婚、妊娠、就職、転職、退職、住所変更など）
  - ② 希望園を追加・変更したい場合（希望園変更届を提出してください）
  - ③ 幼稚園等入園、退職、育児休業延長、市外転出などにより入園申込みの理由がなくなった場合（入園申込取下書を提出してください）
  - ④ こども（申込児童および兄弟姉妹）の預け先が変更となった場合（職場内保育所、認証保育所等）
- ※①、④は家庭状況変更届をご提出ください。

☆令和8年4月以降の入園を希望される場合は、所定の期間に改めて就労証明書等を含む申込み書類一式の提出が必要となります。令和7年度入園申込みは、令和8年3月まで有効となりますのでご注意ください。

内定連絡の結果、「既に預け先が決まっている」、「復職ができない」、「世帯の状況が変更となった」等の理由で内定を辞退される方がおります。

辞退した場合、当年度の選考において、減点となってしまいます。

毎月、保育園の申込みを続けるかご家族で検討をお願いします。

変更がある場合は、以下の手続きを各月締め切りまでをお願いします。

- ①入園や転園が不要となった場合⇒保育園入園・転園申込取下書をご提出ください。
- ②希望園を減らしたい場合⇒希望園変更届をご提出ください。



## 7 子どものための教育・保育給付認定

施設型給付を受ける幼稚園（以降、「新制度幼稚園」といいます。また、施設型給付を受けない幼稚園を以降、「従来型幼稚園」といいます。）や認定こども園、認可保育園等を利用する際には、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。なお、認可保育園等の申込みは子どものための教育・保育給付認定申請を兼ねているため、認可保育園等の申込みをした場合は、改めての手続きは不要です。

| 子どものための教育・保育給付認定 | 認定区分 | 対象となるこども |                     | 対象施設                                       | 申請方法                                 |
|------------------|------|----------|---------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
|                  | 1号認定 | 満3歳以上    | 教育のみを必要とする          | ・新制度幼稚園<br>・認定こども園（教育部分）                   | 利用施設を通じて申請                           |
|                  | 2号認定 | 満3歳以上    | 教育および保育、または保育を必要とする | ・認定こども園（教育部分および保育部分）<br>・認可保育園<br>・地域型保育事業 | 市に申請<br>※入園の申込みとあわせて申請となるため、別途手続きは不要 |
|                  | 3号認定 | 満3歳未満    |                     |                                            |                                      |

### （1）保育を必要とする事由

2・3号認定を受けるには、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

①就労している（1か月48時間以上）

※育児休業中の場合は、入園月の翌月1日までの復職が入園の条件

②出産予定である

※認定期間は出産（予定）月とその前後2か月ずつの計5か月間

③疾病等により入院または療養中である

④病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護または介護している

⑤求職中である

※入園後3か月以内に就労要件の条件を満たすことが必要（就職までの求職活動報告および就労要件への変更手続きが必要）

⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている

⑦就学している

⑧そのほか何らかの理由で児童の保育ができない

★「集団生活を経験させたい」などの理由のみでは、保育を必要とする事由に該当しません。

★ 事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

★ 保護者がお休みの日（土曜日等）については、家庭での親子のふれあいを大事にしてもらうため、ご自宅での保育をお願いしております。

## (2) 認定証の交付

保護者の認定申請後、市が「認定証」を発行します。

### ①利用できる時間（保育必要量）

2号・3号認定の場合、保育を必要とする事由などにより、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

| 保育を必要とする事由     | 保育標準時間     | 保育短時間      |
|----------------|------------|------------|
| 就労、看護・介護、就学    | 時間によりいずれか  |            |
|                | 平均月120時間以上 | 平均月120時間未満 |
| 出産、疾病・障がい、災害復旧 | ○          | △希望により可    |
| 求職活動           | —          | ○          |
| その他            | 状況によりいずれか  |            |

◇保育標準時間・・・保育が必要な範囲内で、1日最大11時間のなかで利用可能

（各施設で利用可能な11時間を越える利用は、延長保育となります）

◇保育短時間・・・・保育が必要な範囲内で、1日最大8時間のなかで利用可能

（各施設で利用可能な8時間を越える利用は、延長保育となります）

★開園時間および保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）の時間帯は、各園で設定します。

★利用可能な時間帯の前後（早朝、夕方）に、園によって延長保育を実施しています（別途料金）。

★上記の利用可能な時間帯にかかわらず、入園後しばらくは、園での生活に慣れるために短い保育時間から始まり、お子さんの様子を見ながら徐々に通常の保育時間になります（慣らし保育）。

### ②認定の有効期間

認定証は保育を必要とする事由ごとに有効期間があり、最長で2号認定は小学校就学前まで、3号認定は、満3歳になる前日までとなります。なお、3号認定で在園している場合は、満3歳到達時には自動的に2号認定に変更されます（年度途中で2号認定に変更となっても、保育料は年度末まで2歳児クラスの金額です）。

### ③認定の変更

求職活動の要件で入園された方が就労を開始するなど、当初の認定から状況が変更となった場合は、認定の変更（保育の必要性の事由の変更、保育必要量の変更）のための手続きが必要です。なお、申請した翌月以降からの変更となります。

### ④現況届

認定を受けた後も、認定を受けた際の状態が継続していることが必要となります。そのため、毎年（状況によっては随時）、「現況届」や「保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明書など）」の提出を求めます。

★「子どものための教育・保育給付認定証」は、保育の必要性の有無を認定しているものであり、保育施設の利用を保証するものではありません。

## 第2章

# 保育園等入園後の各種案内について

1 入園後の各種手続きについて

2 保育料

## 1 入園後の各種手続きについて

### (1) 申込み時と状況が変わった場合

保育園等（認定こども園および新制度幼稚園含む）に入園後に、家族構成（結婚、離婚など）、保護者の就労先、住所変更など、申込み時（継続時）に提出した証明書などの状況が変わった場合は、必ず通園する施設および保育課に申し出てください。

**申込み時と入園時（入園後）の状況に変更（指数が下がる等）がある場合は、必ずご相談ください。**

#### ◎主な変更事由と手続き

| 主な変更事由                 | 手続き内容                                                                                                                 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 結婚した場合                 | ① 新たに保護者となった方の保育要件確認書類(就労証明書等)<br>② 「家庭状況変更届」                                                                         |
| 離婚した場合                 | 「家庭状況変更届」                                                                                                             |
| 市内で転居した場合              |                                                                                                                       |
| 祖父母と同居する等家族構成が変更となった場合 |                                                                                                                       |
| 新たにこどもを出産し、育児休業を取得する場合 | 「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」                                                                                               |
| 転職した場合                 | ① 新しい就労先の「就労証明書」<br>② 以前の就労先の退職日がわかる書類(離職票等)<br>★転職後も入園時の就労条件を維持する必要があります。就労度合いが下がる、転職するために求職活動を行う場合などは、事前に必ずご相談ください。 |

★上記の変更事由以外でも、申込み時と状況が変わった場合は手続きが必要となります。詳しくは保育課まで問合せてください。

### (2) 退園する場合

保育園を退園する場合は、お早めに「退園届」を提出してください。「退園届」が提出されない場合、通園の有無にかかわらず保育料がかかりますので、ご注意ください。

### (3) 市外へ転出後も引き続き通園を希望する場合

小平市民としては、退園となりますので、「退園届」をご提出ください。

なお、転出後も引き続き通園を希望する場合は、「退園届」の提出のほか、転出した月の間に、転出先の自治体で転入手続きと保育園継続通園の手続きが必要となります。手続きを行わないと継続通園ができなくなる場合もございますので、ご注意ください。

転出先の自治体での手続きに必要な書類等については、事前に転出先の自治体の保育担当部署に問合せをしてください。

### (4) 転園を希望する場合

**入園申込み時と同様に書類一式揃えてお申込みください。**直近の入園申込み等の手続きにおいて、就労証明書等の必要書類を提出している場合においても、その書類をもったの選考はいたしません。

内定するまでは、現在の保育園に引き続き通園することが可能ですが、内定が確定した時点で、現在通園している保育園には別のお子さんが内定するため、いかなる理由があっても元の保育園に戻ることはできません。

## (5) 家庭で保育ができない状況などの確認

認可保育園等（認定こども園2・3号認定含む）に通園するためには、入園後も家庭で保育ができない状態が継続していることが要件となります。そのため、毎年（状況によっては随時）、「現況届」や「保育を必要とする事由を証明・確認できる書類（就労証明書など）」の提出を求めます。確認をした際に、入園時の条件を満たしていないことが判明した場合、退園（認定こども園2号認定の場合は認定期間がその月の末日で終了）となることもあります。

## (6) 在園児の弟・妹の出産による育児休業の取得

育児休業は保育要件に該当しませんが、出生児（下の子）の産休取得前（上の子の育休から復職済みであることが条件）に認可保育園等に在園しているこども（上の子）は、その後保護者が育休を取得しながら、出生児（下の子）が満1歳となる日の属する年度の末日（3月31日）まで、継続通園が可能です。その後、上の子が4月以降も継続通園するためには、出生児（下の子）の認可保育園等への入園の可否に関わらず、5月1日までに復職する必要があります。また、上の子が5歳児クラスの場合は、出生児（下の子）の年齢に関わらず育休中は継続通園が可能です。

なお、育休開始日の翌月から（開始日が1日の場合は当月から）、保育短時間認定（8時間保育）に変更する必要があるため、出産後1か月以内に必ず認定変更の手続きをしてください。電子申請でも手続き可能です。（64ページ参照）



※この例では、令和8年4月以降も第1子が継続通園するためには、令和8年5月1日までに復職することが必要です。

## ◎育児休業からの復職期限の特例について

復職期限の原則は上記（6）のとおりですが、令和7年5月1日までに復職を要する方に限り、下記の特例の適用条件を満たしている場合は、出生児（下の子）が満2歳となる日の属する月の末日まで、保護者が育児休業を取得しながら継続通園が可能です。対象者の方には、4月の入所保留通知に申請書および案内を同封しますので、特例の適用を希望する場合は、指定の期日までにご提出ください。

### 【対象者】

以下の3つの条件すべてを満たしている方が特例の適用対象者となります。

- ① 4月第1次から育休対象児童（下の子）の入園申込みを行い、第1次・第2次ともに入所保留となったこと
- ② 4月第1次から申込みを行い、調整指数（309）の減点を希望していないこと。
- ③ 4月第1次申込みから継続して4園以上の希望園を記入していること



※この例では、原則は令和7年3月31日が第1子の在園期限ですが、令和7年4月第1次から入園申込みを行い、第1次・第2次ともに入所保留となった場合は、第2子が満2歳となる日の属する月の末日まで育児休業を取得しながら継続可能です。

## 2 保育料

### (1) 保育料について

認可保育園の運営には人件費などの多額の費用が必要であり、保護者が支払う保育料と国・都・市の公費により賄われています（園児1人につき年間でおよそ190万円※の経費がかかります）。

保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部です。

安定した保育園の運営を行っていくために、**保育料は納期限までに必ずお支払いください。**

※近年の実績に基づいた金額です。

◇幼児教育・保育の無償化および保育所等利用世帯負担軽減事業により、0～2歳児クラスの第2子以降、および3～5歳児クラス（副食費を除く）については、全額公費負担となっています。



◇令和7年9月以降は、0～2歳児クラスの第1子についても、全額公費負担となる予定です。

★納入先は、利用される施設により異なります。

| 利用する施設                 | 納入先      | 金額                                                   |
|------------------------|----------|------------------------------------------------------|
| 認可保育園<br>(公立保育園、私立保育園) | 市に納入(※1) | 納付額＝①＋②＋③<br>① 市が決定する額(※2)<br>② 特定負担額<br>③ 実費徴収額(※3) |
| 認定こども園<br>地域型保育事業      | 施設に納入    |                                                      |

(※1) 公立保育園の場合は、保育料の納入先は、保育園所在地の市区町村になります。

(※2) 小平市外在住の方の保育料は、お住まいの市区町村が決定する額となります。

(※3) **市が決定する保育料のほか、施設により特定負担額・実費徴収額が必要となることがあります。(金額の詳細は各施設にお問合せください。)**

### (2) 保育料の算定方法について

世帯の所得に応じた保育料がかかります。

★保育料は毎年4月と9月の年2回決定します（9月に保育料が切り替わります）。

|               |                                             |
|---------------|---------------------------------------------|
| 令和7年4月～令和7年8月 | <u>令和6年度</u> の世帯の市民税所得割額の合計額によって、保育料を決定します。 |
| 令和7年9月～令和8年3月 | <u>令和7年度</u> の世帯の市民税所得割額の合計額によって、保育料を決定します。 |

★海外での収入がある場合には、「給与証明書」などを提出してください。課税相当額を推計して算定します。（提出書類は11ページ参照）

★保育料算定にあたっては、次の税額控除を適用しない取り扱いとしています。

「住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額控除額、株式譲渡所得割額控除額」

- ①保育料は月額です。その月の1日に在籍している場合は、その月の保育料がかかります。
  - ②結婚・離婚などにより保護者に変更があった場合や修正申告などにより市民税額に変更などが生じた場合は、速やかに申し出てください(前年度分に遡っての変更はできませんのでご注意ください)。
  - ③市民税が未申告の場合や、「市民税課税(非課税)証明書」など、税額を証明する書類の提出がない場合は、該当年齢区分の最高階層の保育料がかかります。(提出書類は11ページ参照)
  - ④保護者の市民税額が非課税かつ同居の親族がいる場合、その親族を家計の主宰者とみなし、保育料の算定に含めることがあります。
  - ⑤延長保育を利用する場合、通常の保育料のほかに、延長保育料がかかります。
- ★延長保育利用の際に必要な手続きや要件については、利用施設にお問合せください。

ア 公立保育園

- ・18時15分～19時00分の延長保育

→月額：2,500円 日額：500円

- ・保育短時間の場合の7時15分～8時30分、16時30分～18時15分の延長保育

→15分100円

※書類の記入方法等については、各園にお問合せください。

イ 私立保育園

保育園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

### (3) 保育料の減免・軽減

次の場合は、保育料の減免が認められることがありますのでご相談ください。

- ①月の途中で生活保護の適用を受けた
- ②子どもが病気などにより連続して1か月以上通園ができなかった(最長2か月)

### (4) 保育料の納入方法(小平市に納入する場合)

入園後の保育料の納入方法は、口座振替(自動払込)としています。

口座振替(自動払込)の手続きには日数を要します。振替開始までの保育料については、毎月中旬に送付する納入通知書で金融機関等の窓口にて納付をお願いします。

既に兄弟姉妹が保育園に在園し、口座振替(自動払込)をしている場合でも、新たに入園することもについては、手続きが必要です。

口座振替により保育料を納入している方が、他の保育園へ転園する場合、手続きは不要です(引き続き同一口座から振替いたします)。振替口座の変更をご希望の場合は、手続きが必要となります。

★納期限(振替日)は、毎月末日(12月は異なります)です。

ただし、末日が土曜・日曜日、祝日にあたる場合は、翌営業日となります。

★延長保育料(市内の公立保育園の月額利用)は、保育料が口座振替(自動払込)の場合、延長保育料も同一口座から振替します。

(市内の公立保育園の日額利用の延長保育料は、口座振替ではなく、納付書で納めてください)

### (5) 保育料を滞納した場合

地方税の例により差し押さえ等の滞納処分、児童手当からの特別徴収または退園となることがあります。また、転園をする際や兄弟姉妹が保育園を申し込む際に選考上不利になります(－40点)。

(6) 利用者負担額（保育料）表

| 階層区分 |                        | 利用者負担額（円）                         |               |               |       |
|------|------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|-------|
|      |                        | 0～2歳児クラス                          |               | 3～5歳児クラス      |       |
|      |                        | 保育標準時間                            | 保育短時間         | 保育標準時間        | 保育短時間 |
| 1    | 生活保護世帯、里親世帯            | 0                                 | 0             | 0             | 0     |
| 2    | 市民税非課税世帯               | 0                                 | 0             | 0             | 0     |
| 3    | 市民税が均等割のみの世帯           | 2,500<br>(0)                      | 2,400<br>(0)  | 0             | 0     |
| 4    | 市民税の所得割課税額が右の区分に該当する世帯 | 35,000 円未満<br>(0)                 | 4,500<br>(0)  | 4,400<br>(0)  | 0     |
| 5    |                        | 35,000 円以上<br>48,600 円未満<br>(0)   | 6,300<br>(0)  | 6,100<br>(0)  | 0     |
| 6    |                        | 48,600 円以上<br>57,700 円未満<br>(0)   | 8,100<br>(0)  | 7,900<br>(0)  | 0     |
| 7    |                        | 57,700 円以上<br>65,000 円未満<br>(0)   | 9,800<br>(0)  | 9,600<br>(0)  | 0     |
| 8    |                        | 65,000 円以上<br>77,101 円未満<br>(0)   | 11,500<br>(0) | 11,300<br>(0) | 0     |
| 9    |                        | 77,101 円以上<br>89,000 円未満<br>(0)   | 13,200<br>(0) | 12,900<br>(0) | 0     |
| 10   |                        | 89,000 円以上<br>97,000 円未満<br>(0)   | 14,800<br>(0) | 14,500<br>(0) | 0     |
| 11   |                        | 97,000 円以上<br>107,000 円未満<br>(0)  | 16,400<br>(0) | 16,100<br>(0) | 0     |
| 12   |                        | 107,000 円以上<br>119,000 円未満<br>(0) | 18,100<br>(0) | 17,700<br>(0) | 0     |
| 13   |                        | 119,000 円以上<br>131,000 円未満<br>(0) | 19,700<br>(0) | 19,300<br>(0) | 0     |
| 14   |                        | 131,000 円以上<br>143,000 円未満<br>(0) | 21,300<br>(0) | 20,900<br>(0) | 0     |
| 15   |                        | 143,000 円以上<br>157,000 円未満<br>(0) | 22,900<br>(0) | 22,500<br>(0) | 0     |

| 階層区分 |                     |                            | 利用者負担額（円）     |               |          |       |
|------|---------------------|----------------------------|---------------|---------------|----------|-------|
|      |                     |                            | 0～2歳児クラス      |               | 3～5歳児クラス |       |
|      |                     |                            | 保育標準時間        | 保育短時間         | 保育標準時間   | 保育短時間 |
| 16   | 市民税所得割額が右の区分に該当する世帯 | 157,000 円以上<br>163,000 円未満 | 24,900<br>(0) | 24,400<br>(0) | 0        | 0     |
| 17   |                     | 163,000 円以上<br>169,000 円未満 | 27,500<br>(0) | 27,000<br>(0) | 0        | 0     |
| 18   |                     | 169,000 円以上<br>180,000 円未満 | 30,000<br>(0) | 29,400<br>(0) | 0        | 0     |
| 19   |                     | 180,000 円以上<br>196,000 円未満 | 33,900<br>(0) | 33,300<br>(0) | 0        | 0     |
| 20   |                     | 196,000 円以上<br>215,000 円未満 | 37,500<br>(0) | 36,800<br>(0) | 0        | 0     |
| 21   |                     | 215,000 円以上<br>250,000 円未満 | 41,300<br>(0) | 40,500<br>(0) | 0        | 0     |
| 22   |                     | 250,000 円以上<br>270,000 円未満 | 46,000<br>(0) | 45,200<br>(0) | 0        | 0     |
| 23   |                     | 270,000 円以上<br>301,000 円未満 | 48,000<br>(0) | 47,100<br>(0) | 0        | 0     |
| 24   |                     | 301,000 円以上<br>330,000 円未満 | 52,000<br>(0) | 51,100<br>(0) | 0        | 0     |
| 25   |                     | 330,000 円以上<br>397,000 円未満 | 54,000<br>(0) | 53,000<br>(0) | 0        | 0     |
| 26   |                     | 397,000 円以上<br>517,000 円未満 | 57,000<br>(0) | 56,000<br>(0) | 0        | 0     |
| 27   |                     | 517,000 円以上                | 58,900<br>(0) | 57,800<br>(0) | 0        | 0     |

★年齢区分は、4月1日時点のクラス年齢で決まります。

★表中の保育料については、在園児が第1子の場合は表中上段の額、第2子以降の場合は( )内の額を適用します。

★市民税所得割額が77,101円未満で、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等（注1）に該当する場合は、在園児が第1子の場合は表中上段の額に2分の1を掛けた額（100円未満は切り捨て）、第2子以降の場合は( )内の額を適用します。

★就学前の兄弟姉妹が負担額算定基準者（注２）に該当する場合は、在園証明書をご提出ください。

★小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例及び同施行規則、小平市特定保育所の保育料に関する条例および同施行規則、小平市認定こども園及び幼稚園並びに特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則、小平市保育措置費徴収条例および同規則に基づき決定します。

（注１）

- ・教育・保育給付認定保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅障害者、在宅障害児に限る）

（注２）負担額算定基準者

就学前の兄弟姉妹が、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援のいずれかの施設を利用している場合に該当

【保育料算出例①】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・１５万円

保育必要量・・・保育標準時間

世帯構成と保育料

父

母

小学２年生（第１子）

保育園２歳児クラス ⇒ １５階層 第２子 のため ０円

保育園０歳児クラス ⇒ １５階層 第３子 のため ０円

【保育料算出例②】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・１５万円

保育必要量・・・保育短時間

世帯構成と保育料

父

母

保育園２歳児クラス ⇒ １５階層 第１子 のため ２２,５００円

保育園０歳児クラス ⇒ １５階層 第２子 のため ０円

# 第3章

## 各保育（教育）施設について

- 1 各施設の特徴と申込み先
- 2 公立保育園の民間移行等について
- 3 各保育（教育）施設の案内

- （1）認可保育園
- （2）小規模保育事業
- （3）家庭的保育事業
- （4）認定こども園
- （5）私立幼稚園
- （6）東京都認証保育所
- （7）認定家庭福祉員
- （8）企業主導型保育事業

# 1 各施設の特徴と申込み先

## ☆保育施設の種類（主なもの）

| 施設の種類     | 特徴                                                                               | 申込み先                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 認可保育園     | 国が定めた設置基準を満たし、保護者に代わって保育を提供する児童福祉施設です。市が運営する公立保育園と社会福祉法人などが運営する私立保育園があります。       | 市へ申込み                  |
| 小規模保育事業   | 地域型保育事業の一つで、0～2歳児を対象に比較的小規模な環境で保育します。                                            |                        |
| 家庭的保育事業   | 地域型保育事業の一つで、0～2歳児を対象に保育者の自宅等で家庭的な雰囲気の中で保育します。                                    |                        |
| 認定こども園    | 教育と保育を一体的に提供する施設で、幼稚園の良さと保育所の良さを兼ね備えた施設です。                                       | 申請の時期や保育要件の有無により、異なります |
| 私立幼稚園     | 学校教育法の幼稚園課程に、私立としての教育理念を加えた、特色ある幼児教育を行っています。通常の幼稚園教育時間の前後に預かり保育を行っています。          | 施設へ直接申込み               |
| 東京都認証保育所  | 東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。多様化する保育ニーズに応えることのできる、柔軟できめ細やかな保育を特徴としています。              |                        |
| 認定家庭福祉員   | 家族的な雰囲気の中で、こどもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。一人の認定家庭福祉員が3人（補助者がいる場合は5人）まで保育します。 |                        |
| 企業主導型保育事業 | 子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて設置する保育施設です。保育を必要とする地域のこどもも利用することができます。              |                        |

## ☆令和7年度クラス（保育年齢）早見表

| クラス | 生 年 月 日                               |
|-----|---------------------------------------|
| 5歳  | 平成31年4月2日～令和2年4月1日<br>(2019年) (2020年) |
| 4歳  | 令和2年4月2日～令和3年4月1日<br>(2020年) (2021年)  |
| 3歳  | 令和3年4月2日～令和4年4月1日<br>(2021年) (2022年)  |
| 2歳  | 令和4年4月2日～令和5年4月1日<br>(2022年) (2023年)  |
| 1歳  | 令和5年4月2日～令和6年4月1日<br>(2023年) (2024年)  |
| 0歳  | 令和6年4月2日以降<br>(2024年)                 |

- ・クラスは4月1日時点の年齢で決まります。
  - ・保育園によって受入年齢が異なりますので、一覧でご確認ください。
  - ・0歳児は、生後57日目以降入園が可能となります。
- ※4月入園申込み（第1次受付）を除き、申込みができるのは、出生届出後です。

## 2 公立保育園の民間移行等について

(問合せ先：保育政策担当 042-346-9848)

令和元年9月に策定した「公立保育園の運営のあり方に関する方針〈改定版〉」において、公立保育園の役割の充実および公立保育園の運営方法の見直しの2つの視点を定めました。

公立保育園の役割の充実では、基幹園を設定し地域全体の保育の質の向上を図り、公立保育園の運営方法の見直しでは、私立保育園への移行等を実施していきます。

スケジュールについては、下記の「公立保育園の更新等検討スケジュール」のとおりとなります。

なお、花小金井保育園は小平第十一小学校の建替えに合わせて、更新等を検討することとしていましたが、東南地域への待機児童対策、施設の老朽化、財源確保、将来にわたる安定した保育行政を目指す観点から、民間移行することとしました。これにより、公立保育園はこれまでに決定している2園（仲町保育園、津田保育園）に花小金井保育園を加えて、3園を民間移行します。

公立保育園の更新等検討スケジュール

| 年 度   | 小 川 西<br>保 育 園 | 津 田<br>保 育 園   | 大 沼<br>保 育 園 | 仲 町<br>保 育 園   | 花小金井<br>保 育 園  | 上 宿<br>保 育 園 | 上 水 南<br>保 育 園 |
|-------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|
| 令和3年  |                |                |              | ガイドライン作成       | ガイドライン作成       |              |                |
| 令和4年  | 基幹園移行          | ガイドライン作成       | 基幹園移行        | 事業者公募・選定       | 事業者公募・選定       |              |                |
| 令和5年  |                | 事業者公募・選定       |              | 移行園建設          | 移行園建設          |              |                |
| 令和6年  |                | 移行園建設          |              | 移行園開設          | 移行園開設          |              |                |
| 令和7年  |                | 移行園開設          |              | 在籍 3～5<br>歳児移転 | 在籍 3～5<br>歳児移転 |              |                |
| 令和8年  |                | 在籍 3～5<br>歳児移転 |              |                |                |              |                |
| 令和9年  |                |                |              |                |                | 検討 更新等       |                |
| 令和10年 |                |                |              |                |                |              |                |
| 令和11年 |                |                |              |                |                |              | 検討 更新等         |
| 令和12年 |                |                |              |                |                |              |                |

★上記のスケジュールは、令和7年5月末日時点での予定となっており、今後、変更となる場合があります。最新の情報については市ホームページをご確認ください。

公立津田保育園は、令和8年4月に私立保育園に移行（民間移行）し、園舎が建設事業所（津田町三丁目34番8号）の横（西側）に移転します。なお、設置・運営は、社会福祉法人どろんこ会となります。

|     | 令和5年度                          | 令和6年度                         | 令和7年度                                             | 令和8年度        |
|-----|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------|--------------|
| 既存園 | (定員設定:1~5歳児)                   | (定員設定:1~5歳児)<br>※R7年度の1歳児募集せず | (定員設定:2~5歳児)<br>※R8年度の募集はしない                      | 3~5歳児移転      |
| 移行園 | 移管先法人<br>公募・選定<br><br>解体・設計・建設 | ※R7年度 1・2歳児の募集                | 小平どろんこ保育園<br>開設<br>(定員設定:1・2歳児)<br>※R8年度 1~5歳児の募集 | (定員設定:1~5歳児) |

津田保育園の既存園は、令和6年度以降、定員を縮小し、令和7年度末をもって閉園となります。

### 3 各保育（教育）施設の案内

#### （１）認可保育園 【市へ申込み】

##### <公立認可保育園>

| No. | 保 育 園 名                  | 所 在 地                       | 定 員（人） |    |    |    |    |    |     | 開園時間           | 保育標準時間         | 保育短時間          | 18:15以降の保育 |
|-----|--------------------------|-----------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|----------------|----------------|----------------|------------|
|     |                          | 電 話                         | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計   |                |                |                |            |
| 1   | 上宿保育園                    | 小川町1-308<br>042(345)1163    | 6      | 18 | 18 | 20 | 23 | 24 | 109 | 7:15<br>~19:00 | 7:15<br>~18:15 | 8:30<br>~16:30 | 1歳児クラスから   |
| 2   | 小川保育園                    | 小川町1-983<br>042(343)3621    | —      | 12 | 18 | 30 | 30 | 30 | 120 |                |                |                |            |
| 3   | 小川西保育園                   | 小川西町5-13-22<br>042(341)0076 | 9      | 15 | 18 | 20 | 23 | 24 | 109 |                |                |                |            |
| 4   | 上水南保育園                   | 上水南町3-8-2<br>042(323)1036   | 6      | 15 | 18 | 20 | 23 | 24 | 106 |                |                |                |            |
| 5   | 喜平保育園                    | 喜平町3-2-36<br>042(321)6949   | —      | 12 | 18 | 30 | 30 | 30 | 120 |                |                |                |            |
| 6   | 津田保育園<br>(※1:令和8年4月民間移行) | 津田町3-31-7<br>042(342)1764   | —      | —  | 8  | 26 | 26 | 30 | 90  |                |                |                |            |
| 7   | 大沼保育園                    | 大沼町2-2-8<br>042(341)0726    | 9      | 15 | 18 | 30 | 30 | 30 | 132 |                |                |                |            |

※1：津田保育園は令和8年4月に私立保育園へ移行します。移行園（新園）については、市の建設事業所（津田町3-34-8）の横（西側）に建設しました。なお、設置・運営は、社会福祉法人どろんこ会です。

##### <私立認可保育園>

| No. | 保 育 園 名            | 所 在 地                         | 定 員（人） |    |    |    |    |    |     | 開園時間           | 保育標準時間         | 保育短時間          | 18:00以降の保育 |
|-----|--------------------|-------------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|----------------|----------------|----------------|------------|
|     |                    | 電 話                           | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計   |                |                |                |            |
| 1   | たのしい森保育園           | 小川町1-3004-5<br>042(313)5960   | 6      | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 61  | 7:00<br>~20:00 | 7:00<br>~18:00 | 8:30<br>~16:30 | 生後57日から    |
| 2   | まなびの森保育園<br>新小平    | 小川町2-1316-1<br>042(347)3231   | 6      | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 |                | 9:00<br>~17:00 | 満1歳から      |
| 3   | まるやま保育園<br>(※2)    | 小川東町1-32-13<br>042(312)1995   | 6      | 10 | 14 | —  | —  | —  | 30  | 7:00<br>~19:00 |                | 8:30<br>~16:30 | 概ね満1歳から    |
| 4   | 小平にこにこ保育園          | 小川東町1-38-18<br>042(344)8181   | 9      | 12 | 14 | 21 | 22 | 22 | 100 | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね満1歳から    |
|     | 小平にこにこ保育園<br>分園    | 小川東町1-30-9-1F<br>042(345)2233 | 6      | 7  | 7  | —  | —  | —  | 20  | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね満1歳から    |
| 5   | れんげ萩山保育園<br>(※3)   | 小川東町4-3-18<br>042(344)1486    | —      | 15 | 30 | 31 | 31 | 31 | 138 | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね満1歳から    |
|     | れんげ萩山保育園<br>分園(※3) | 小川東町4-3-1<br>042(344)1484     | 17     | 15 | —  | —  | —  | —  | 32  | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね満1歳から    |
| 6   | にじいろ保育園<br>上水本町    | 上水本町4-11-9<br>042(359)4815    | 6      | 10 | 12 | 13 | 13 | 13 | 67  | 7:00<br>~20:30 |                |                | 生後57日から    |

| No. | 保 育 園 名              | 所 在 地                        | 定 員 (人) |    |    |    |    |    |     | 開園時間           | 保育標準<br>時間     | 保育短時間           | 18:00<br>以降の<br>保育 |                  |                  |
|-----|----------------------|------------------------------|---------|----|----|----|----|----|-----|----------------|----------------|-----------------|--------------------|------------------|------------------|
|     |                      | 電 話                          | 0歳      | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計   |                |                |                 |                    |                  |                  |
| 7   | 小平一橋学園雲母<br>(きらら)保育園 | 喜平町1-1-2<br>042(300)4111     | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 | 7:00<br>~18:00 | 8:30<br>~16:30  | 生後<br>57日<br>から    |                  |                  |
| 8   | よつぎ第三保育園<br>(※4)     | 津田町3-25-10<br>042(345)5044   | 15      | 15 | 15 | -  | -  | -  | 45  | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 概ね<br>満1歳<br>から    |                  |                  |
|     | よつぎ第三保育園<br>分園 (※4)  | 学園西町2-23-4<br>042(344)1230   | 6       | 9  | 9  | -  | -  | -  | 24  |                |                |                 |                    |                  |                  |
| 9   | 小平どろんこ保育園<br>(※5)    | 津田町3-33-13<br>042 (312) 3058 | -       | 12 | 18 | -  | -  | -  | 30  | 7:00<br>~20:00 |                |                 | 1歳児<br>クラス<br>から   |                  |                  |
| 10  | ふれあいの森保育園            | 学園西町2-9-17<br>042(312)3922   | 6       | 10 | 10 | 18 | 18 | 18 | 80  | 7:00<br>~20:00 |                |                 | 生後<br>57日<br>から    |                  |                  |
| 11  | 小平学園西雲母<br>(きらら)保育園  | 学園西町3-27-14<br>042(349)8221  | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 |                |                 | 生後<br>57日<br>から    |                  |                  |
| 12  | ゆたか保育園               | 学園東町575-35<br>042(341)2832   | 9       | 15 | 16 | 20 | 20 | 20 | 100 | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 満1歳<br>から          |                  |                  |
| 13  | 学園まるやま保育園            | 学園東町2-6-35<br>042(313)2130   | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 概ね<br>満1歳<br>から    |                  |                  |
| 14  | なかまち保育園              | 仲町7-19<br>042(313)2367       | 9       | 15 | 18 | 26 | 26 | 27 | 121 | 7:00<br>~20:00 |                |                 | 満1歳<br>から          |                  |                  |
| 15  | 小平なみき保育園<br>(※2)     | 仲町304-1<br>042(344)2030      | 6       | 20 | 24 | -  | -  | -  | 50  | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 満1歳<br>から          |                  |                  |
| 16  | 仲町にこにこ保育園            | 仲町351-38<br>042(344)8118     | 6       | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 80  | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 概ね<br>満1歳<br>から    |                  |                  |
| 17  | ゆりのこ保育園<br>(※2)      | 仲町521<br>042(312)1901        | 9       | 14 | 15 | -  | -  | -  | 38  | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 概ね<br>満1歳<br>から    |                  |                  |
| 18  | まなびの森保育園<br>花小金井     | 回田町315-7<br>042(401)0880     | -       | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 80  | 7:00<br>~20:00 |                |                 | 9:00<br>~17:00     | 1歳児<br>クラス<br>から |                  |
| 19  | こぶし保育園               | 鈴木町1-148<br>042(344)1717     | 9       | 10 | 12 | 21 | 24 | 24 | 100 | 7:00<br>~19:00 |                |                 | 8:30<br>~16:30     | 満1歳<br>から        |                  |
| 20  | すすのき台保育園             | 鈴木町1-166-1<br>042(313)6355   | 9       | 15 | 20 | 26 | 26 | 26 | 122 | 7:00<br>~20:00 |                |                 |                    | 満1歳<br>から        |                  |
| 21  | ブチ・ふたば保育園<br>(※2)    | 鈴木町1-344<br>042(341)2222     | 6       | 12 | 12 | -  | -  | -  | 30  | 7:00<br>~19:00 |                |                 |                    | 概ね<br>満1歳<br>から  |                  |
| 22  | やさしい森保育園             | 鈴木町1-463-1<br>042(312)0894   | 6       | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 70  | 7:00<br>~20:00 |                |                 |                    | 生後<br>57日<br>から  |                  |
| 23  | うれしい森保育園             | 鈴木町2-147-10<br>042(439)5509  | 6       | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 80  | 7:00<br>~20:00 |                |                 |                    | 生後<br>57日<br>から  |                  |
| 24  | うめのき保育園              | 鈴木町2-186-4<br>042(497)6152   | 9       | 10 | 12 | 23 | 23 | 23 | 100 | 7:00<br>~19:00 |                |                 |                    | 概ね<br>満1歳<br>から  |                  |
| 25  | こだすすコスモ<br>保育園       | 鈴木町2-621-21<br>042(388)3130  | -       | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 80  | 7:15<br>~19:45 |                |                 |                    | 7:15<br>~18:15   | 1歳児<br>クラス<br>から |
| 26  | すこやかな森保育園            | 鈴木町2-865-8<br>042(316)1310   | 6       | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 70  | 7:00<br>~20:00 |                |                 |                    | 7:00<br>~18:00   | 生後<br>57日<br>から  |
| 27  | ひめゆり保育園<br>(※4)      | 天神町2-6-1<br>042(345)7322     | 9       | 15 | 16 | -  | -  | -  | 40  | 7:00<br>~19:00 |                | 生後<br>57日<br>から |                    |                  |                  |
| 28  | てんじん保育園              | 天神町2-11-26<br>042(313)5030   | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~19:00 |                | 生後<br>57日<br>から |                    |                  |                  |
| 29  | 美園おひさま保育園            | 美園町3-18-11<br>042(386)4833   | 6       | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 70  | 7:00<br>~19:00 |                | 生後<br>57日<br>から |                    |                  |                  |

| No. | 保 育 園 名              | 所 在 地                         | 定 員 (人) |    |    |    |    |    |     | 開園時間           | 保育標準時間         | 保育短時間          | 18:00以降の保育       |
|-----|----------------------|-------------------------------|---------|----|----|----|----|----|-----|----------------|----------------|----------------|------------------|
|     |                      | 電 話                           | 0歳      | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計   |                |                |                |                  |
| 30  | コピーブリススクール<br>こだいら   | 大沼町1-3-8<br>042(312)3801      | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 | 7:00<br>~18:00 | 8:30<br>~16:30 | 生後<br>57日<br>から  |
| 31  | しあわせの森保育園            | 花小金井南町1-6-20<br>042(497)5678  | 6       | 11 | 12 | 17 | 17 | 17 | 80  | 7:00<br>~20:00 |                |                | 生後<br>57日<br>から  |
| 32  | ドリームキッズ<br>花南保育園     | 花小金井南町1-8-10<br>042(465)6610  | 6       | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 46  | 7:00<br>~19:15 |                |                | 生後<br>57日<br>から  |
| 33  | あゆみの森保育園             | 花小金井南町2-3-19<br>042(420)2870  | —       | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 65  | 7:00<br>~20:00 |                |                | 1歳児<br>クラス<br>から |
| 34  | 小平花小金井雲母<br>(きらら)保育園 | 花小金井南町2-10-40<br>042(452)2520 | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 |                |                | 概ね<br>満1歳<br>から  |
| 35  | 白梅保育園 (※4)           | 花小金井南町2-12-5<br>042(466)2015  | 9       | 10 | 11 | —  | —  | —  | 30  | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね<br>満1歳<br>から  |
| 36  | 花小金井おひさま保育園          | 花小金井南町3-34-49<br>042(452)9913 | —       | 12 | 12 | 16 | 16 | 16 | 72  | 7:00<br>~19:00 |                |                | 1歳児<br>クラス<br>から |
| 37  | 花小金井愛育園              | 花小金井1-26-10<br>042(461)9549   | 9       | 12 | 15 | 18 | 22 | 24 | 100 | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね<br>満1歳<br>から  |
| 38  | Gakkenほいくえん<br>花小金井  | 花小金井3-1-21-1<br>042(451)7020  | 9       | 12 | 15 | 18 | 18 | 18 | 90  | 7:00<br>~20:00 |                |                | 生後<br>57日<br>から  |
| 39  | 花小金井にこにこ<br>保育園      | 花小金井4-11-22<br>042(452)2205   | 6       | 15 | 15 | 18 | 19 | 19 | 92  | 7:00<br>~19:00 |                |                | 概ね<br>満1歳<br>から  |
| 40  | はなこがねい保育園            | 花小金井5-41-11<br>042(452)7736   | —       | 15 | 18 | 22 | 22 | 23 | 100 | 7:00<br>~20:00 |                |                | 1歳児<br>クラス<br>から |
| 41  | アスク花小金井<br>保育園       | 花小金井6-16-3<br>042(452)0107    | 6       | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 60  | 7:00<br>~20:00 |                | 9:00<br>~17:00 | 生後<br>57日<br>から  |
| 42  | このはな保育園              | 花小金井7-27-1<br>042(497)5327    | 10      | 15 | 15 | 17 | 17 | 17 | 91  | 7:00<br>~19:00 |                | 8:30<br>~16:30 | 概ね<br>満1歳<br>から  |

※2：系列の幼稚園の入園枠を確保しているため、希望者は保育園卒園後、以下の幼稚園に入園可能です。  
各幼稚園の利用時間、保育料については、38～40ページを参照してください（利用できる時間は  
保育園と異なります。また、幼稚園では土曜日の保育は行っていません）。

- ・まるやま保育園 ⇒ 丸山幼稚園
- ・小平なみき保育園 ⇒ 小平なみき幼稚園
- ・ゆりのこ保育園 ⇒ 小平姫百合幼稚園
- ・ブチ・ふたば保育園 ⇒ 小平みどり幼稚園

※3：れんげ萩山保育園の1歳児については、入園決定後、本園・分園を保育園が決定します。  
申込み時に選択することはできません。

**※4：卒園時に16ページの調整指数「3. 申込み児童にかかわるもの」の「(307)の加点」に該当しま  
す。**

※5：小平どろんこ保育園は公立津田保育園の民間移行園（新園）です。市の建設事業所（津田町3-34-8）  
の横（西側）に建設しました。なお、設置・運営は、社会福祉法人どろんこ会であり、令和7年度か  
ら1～2歳児の受入れを開始しています。

## (2) 小規模保育事業（地域型保育事業）【市へ申込み】

**特 徴** 保育を必要とする0～2歳児のこどもを対象とし、定員6～19人の比較的小規模な環境の施設で、きめ細やかな保育を行います。

**対 象** 0歳児～2歳児

**保育料** 利用者負担額（保育料）表（26～27ページを参照）

| No. | 保 育 園 名    | 所 在 地            | 定 員（人） |    |    |    |    |    |    | 開園時間            | 保育標準時間     | 保育短時間      | 18:15以降の保育 |
|-----|------------|------------------|--------|----|----|----|----|----|----|-----------------|------------|------------|------------|
|     |            | 電 話              | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計  |                 |            |            |            |
| 1   | はぐみい保育園    | 小川西町4-14-26      | 3      | 7  | 8  | —  | —  | —  | 18 | 7:30～18:30（月～金） | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | —          |
|     |            | 042(312)1949     |        |    |    |    |    |    |    |                 |            |            |            |
| 2   | こだはなコスモ保育園 | 花小金井南町1-25-33-1F | 3      | 8  | 8  | —  | —  | —  | 19 | 7:15～19:15（月～土） | 7:15～18:15 | 8:30～16:30 | 満1歳から      |
|     |            | 042(466)7575     |        |    |    |    |    |    |    |                 |            |            |            |

### 【はぐみい保育園に関する留意事項】

- ★ 連携施設は、まるやまこども園（丸山幼稚園）、小川保育園です。卒園時の連携施設への優先利用（転園）は、この2園（受入上限人数：まるやまこども園5名、小川保育園3名）となり、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に保育園が連携施設の優先利用（転園）希望を確認します。受入上限人数を超える希望があった場合は、保育園からの依頼を受け、小平市が入園選考等基準表に基づいた選考を行います。
- ★ 2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、上記2園の優先利用はできません。次年度、保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。
- ★ 土曜日保育・延長保育（保育短時間における前後を除く）は行っていません。

### 【こだはなコスモ保育園に関する留意事項】

- ★ 連携施設は、弥生台幼稚園、すすのき台保育園、しあわせの森保育園です。卒園時の連携施設の優先利用（転園）は、この3園（各園受入上限人数3名）となり、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に保育園が連携施設の優先利用（転園）希望を確認します。受入上限人数を超える希望があった場合は、保育園からの依頼を受け、小平市が入園選考等基準表に基づいた選考を行います。
- ★ 2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、連携施設への優先利用はできません。次年度、保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。

## (3) 家庭的保育事業（地域型保育事業）【市へ申込み】

**特 徴** 3人から5人までを定員とした保育施設です。家庭的な雰囲気の中で、こどもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。

**対 象** 0歳児～2歳児

**保育料** 利用者負担額（保育料）表（26～27ページを参照）

| No | 保 育 施 設 名                      | 所 在 地        | 定 員（人） |    |    |    |    |    |   | 開 所 時 間         | 保育標準時間 | 保育短時間      |
|----|--------------------------------|--------------|--------|----|----|----|----|----|---|-----------------|--------|------------|
|    |                                | 電 話          | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |                 |        |            |
| 1  | こばやし家庭的保育室                     | 中 島 町 16-17  | 1      | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 8:00～18:00（月～金） | —<br>～ | 8:30～16:30 |
|    |                                | 042(346)1990 |        |    |    |    |    |    |   |                 |        |            |
| 2  | たぐち家庭的保育室<br>※1令和8年3月31日事業終了予定 | 小川町 1-458-67 | 1      | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 7:30～18:00（月～金） | —<br>～ | 8:30～16:30 |
|    |                                | 042(346)6074 |        |    |    |    |    |    |   |                 |        |            |
| 3  | 大場家庭的保育室                       | 小川町 1-801-53 | 1      | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 8:00～18:00（月～金） | —<br>～ | 8:30～16:30 |
|    |                                | 042(343)5562 |        |    |    |    |    |    |   |                 |        |            |
| 4  | 木村家庭的保育室                       | 上水本町 1-24-7  | 1      | 1  | 2  | —  | —  | —  | 4 | 8:00～18:00（月～金） | —<br>～ | 8:30～16:30 |
|    |                                | 042(325)6405 |        |    |    |    |    |    |   |                 |        |            |

| No | 保 育 施 設 名  | 所 在 地        | 定 員 ( 人 ) |    |    |    |    |    |   | 開 所 時 間                  | 保育標準<br>時間 | 保育短時間           |
|----|------------|--------------|-----------|----|----|----|----|----|---|--------------------------|------------|-----------------|
|    |            | 電 話          | 0歳        | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |                          |            |                 |
| 5  | かかず家庭的保育室  | 回 田 町 238-13 | 1         | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 8:00 ~<br>18:00<br>(月~金) | —<br>~     | 8:30 ~<br>16:30 |
|    |            | 042(332)0082 |           |    |    |    |    |    |   |                          |            |                 |
| 6  | しみず家庭的保育室  | 鈴木町 1-212-14 | 1         | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 8:00 ~<br>18:00<br>(月~金) | —<br>~     | 8:30 ~<br>16:30 |
|    |            | 042(327)3912 |           |    |    |    |    |    |   |                          |            |                 |
| 7  | いぐち家庭的保育室  | 花小金井 3-7-2   | 1         | 1  | 2  | —  | —  | —  | 4 | 8:00 ~<br>18:00<br>(月~金) | —<br>~     | 8:30 ~<br>16:30 |
|    |            | 042(464)8812 |           |    |    |    |    |    |   |                          |            |                 |
| 8  | はなっこ家庭的保育室 | 花小金井 8-7-15  | 1         | 2  | 2  | —  | —  | —  | 5 | 8:00 ~<br>18:00<br>(月~金) | —<br>~     | 8:30 ~<br>16:30 |
|    |            | 042(347)0315 |           |    |    |    |    |    |   |                          |            |                 |

- ★ 2人定員クラスに空きがある場合は、他の1人定員のクラスを2人定員として調整することがあります。
- ★ 土曜日保育及び障がい児保育については、原則として対応しておりません。延長保育については、施設にお問い合わせください。
- ★ 家庭的保育事業を利用する場合は、保育短時間認定となります。
- ★ 連携施設は、以下のとおりです。卒園時の連携施設の優先利用（転園）は、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に在園施設が連携施設の優先利用（転園）希望を確認します。  
ただし、2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、優先利用できません。  
次年度、連携施設以外の保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。

| No. | 保育施設名      | 連携施設名                 | No. | 保育施設名      | 連携施設名             |
|-----|------------|-----------------------|-----|------------|-------------------|
| 1   | こばやし家庭的保育室 | 上宿保育園                 | 5   | かかず家庭的保育室  | 喜平保育園             |
| 2   | たぐち家庭的保育室  | 小川保育園                 | 6   | しみず家庭的保育室  | すずのき台保育園          |
| 3   | 大場家庭的保育室   | 小平神明こども園<br>(小平神明幼稚園) | 7   | いぐち家庭的保育室  | Gakken ほいくえん 花小金井 |
| 4   | 木村家庭的保育室   | ふれあいの森保育園             | 8   | はなっこ家庭的保育室 | 大沼保育園             |

- ※1 令和7年度にたぐち家庭的保育室の0・1歳児クラスに入園された方については、保育室の事業終了に伴う転園申込み時（令和8年4月選考に限り）に16ページの調整指数「3. 申込み児童にかかわるもの」の「(307)の加点」に該当します。

## (4) 認定こども園

【1号認定：直接申込み／2号認定：市へ申込みまたは直接申込み（単願）／3号認定：市へ申込み】

**特 徴** 教育と保育を一体的に提供する施設です。また、子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っています。

**認定制度** 子どものための教育・保育給付認定（1号認定（教育部分）または2・3号認定（教育部分および保育部分））を受ける必要があります。（19ページ参照）

※2・3号認定を受ける方は、認可保育園と同様に「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。（19ページ参照）

※申込み時に提出された書類の内容に基づき認定を行いますので、入園後に就労度合いが下がる、転職するために求職活動を行う場合などは、事前にご相談ください。

※1号認定を受けて通園し、預かり保育を利用する方は、施設等利用給付認定が受けられる場合があります。（44ページ参照）

**利用時間** 1号認定（教育部分）

午前9時～午後2時30分のうち4時間程度（園により異なります）

★上記の通園時間にあわせて園バスがあります（めぐみこども園除く）。

★上記の前後の時間に預かり保育を実施しています（別途料金）。

2・3号認定（教育部分および保育部分）

午前7時30分～午後6時30分の11時間、またはこのうちの8時間

（時間は、保育標準時間または保育短時間の区分によります。（20ページ参照））

★春・夏・冬の長期休業期間中も開所します。

**保 育 料** 0円（0～2歳児クラスに在籍する第1子を除く）

※園が定める特定負担額と実費徴収額は、別途かかります。

令和7年9月以降は0～2歳児クラスの第1子も0円となる予定です。

**申 込 み** 認定区分により異なります。

1号認定：幼稚園としての利用となるため、各幼稚園への直接申込み

2・3号認定：保育部分の利用もあるため、市へ申込み

（2号認定単願申込みは、各幼稚園への直接申込み）

2・3号認定希望の市への申込み

認定こども園2・3号認定の利用を希望する場合は、認可保育園等の入園申込みと同様に、市への申込みが必要です。すでに認定こども園1号認定で在園しており、2号認定への変更を希望する場合も、同様です。（3～12ページ参照）

※認可保育園とは異なる点があるため、認定こども園の見学や園児募集要項等をご確認のうえ、お申込みください。

2号認定希望の単願申込み（4月入園申込みのみ）

4月入園申込みにあたり、認定こども園2号認定が第1希望で、申込み施設以外を希望しない場合は、施設に直接申込み（単願申込み）ができます。例年、10月頃からの手続きとなりますが、詳しい申込み時期・提出書類等は、各認定こども園にご確認ください。

※認定こども園2号認定に単願申込みを行い、内定した場合は、認可保育園等の4月入園申込みをすることはできません。

**補助制度** 52～54ページ参照（1号認定のみ）

| No. | 園名                                         | 所在地<br>電話                       | 認<br>定<br>区<br>分 | 定員（人）  |        |        |             |        |        |        |     | 開<br>園<br>時<br>間   | 2号・3号              |               |
|-----|--------------------------------------------|---------------------------------|------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-----|--------------------|--------------------|---------------|
|     |                                            |                                 |                  | 0<br>歳 | 1<br>歳 | 2<br>歳 | 満<br>3<br>歳 | 3<br>歳 | 4<br>歳 | 5<br>歳 | 計   |                    | 保育<br>標準<br>時間     | 保育<br>短<br>時間 |
| 1   | ひめゆりこども園<br>小平姫百合幼稚園                       | 上水新町 1-5-15<br>042(343)1832     | 1<br>号           | －      | －      | －      | 12          | 21     | 21     | 21     | 125 | 7：30<br>～<br>18：30 | 8：30<br>～<br>16：30 |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 16     | 17     | 17     |     |                    |                    |               |
| 2   | 小平神明こども園<br>小平神明幼稚園<br>神明けやきっこ保育園<br>（※）   | 小川町 1-2572<br>042(341)0938      | 1<br>号           | －      | －      | －      | －           | 60     | 70     | 70     | 284 |                    |                    |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 20     | 20     | 20     |     |                    |                    |               |
|     |                                            |                                 | 3<br>号           | －      | 12     | 12     | －           | －      | －      | －      |     |                    |                    |               |
| 3   | まるやまこども園<br>丸山幼稚園                          | 小川東町<br>1-29-21<br>042(341)0935 | 1<br>号           | －      | －      | －      | 18          | 30     | 35     | 65     | 263 |                    | 9：30<br>～<br>17：30 |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 45     | 40     | 30     |     |                    |                    |               |
| 4   | めぐみこども園<br>小平学園幼稚園                         | 学園東町 1-2-41<br>042(341)0228     | 1<br>号           | －      | －      | －      | －           | 18     | 18     | 19     | 95  |                    | 8：30<br>～<br>16：30 |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 12     | 14     | 14     |     |                    |                    |               |
| 5   | 小平みどりこども園<br>小平みどり幼稚園<br>わかば保育園<br>（※）     | 鈴木町 1-341<br>042(342)2215       | 1<br>号           | －      | －      | －      | 21          | 60     | 60     | 60     | 339 |                    |                    |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 38     | 38     | 38     |     |                    |                    |               |
|     |                                            |                                 | 3<br>号           | －      | 12     | 12     | －           | －      | －      | －      |     |                    |                    |               |
| 6   | 小平花小金井こども園<br>小平花小金井幼稚園<br>さくらんぼ保育園<br>（※） | 花小金井 2-9-11<br>042(461)9226     | 1<br>号           | －      | －      | －      | －           | 90     | 90     | 90     | 400 |                    | 9：00<br>～<br>17：00 |               |
|     |                                            |                                 | 2<br>号           | －      | －      | －      | －           | 40     | 40     | 40     |     |                    |                    |               |
|     |                                            |                                 | 3<br>号           | 3      | 3      | 4      | －           | －      | －      | －      |     |                    |                    |               |

★預かり保育の利用方法や状況は、各園でそれぞれ異なります。詳細は各園にお問合せください。

※ 2歳児クラス（3号）から3歳児クラス（2号）へ継続通園が可能です。ただし、前ページ記載の2号認定希望の単願申込みと同様の取扱いとなるため、継続通園を希望する場合は、その他の認可保育園等との併願申込みはできません。

## (5) 私立幼稚園【直接申込み】 ※小平市に公立幼稚園はありません。

**特 徴** 学校教育法の幼稚園課程に、私立としての教育理念を加えた特色ある幼児教育を行っています。

**対 象** 3歳児～5歳児

**保育時間** 午前8時30分～午後2時のうち4時間程度（園により異なります）

**延長保育** ☆ 一時預かり事業（幼稚園型） ※各幼稚園が定める時間

★春・夏・冬の長期休業期間中も実施しています。

★基本保育料以外に預かり保育料がかかります（各園へお問合せください）。

◎ 幼稚園アットホーム事業 ※午前7時30分～幼稚園開始・終了～午後6時30分

★春・夏・冬の長期休業期間中も実施しています。

★基本保育料以外に月極の場合10,000円程度の延長保育料がかかります。

○ 預かり保育事業 ※各幼稚園が定める時間

★基本保育料以外に預かり保育料がかかります（各園へお問合せください）。

一時預かり事業（幼稚園型）、幼稚園アットホーム、預かり保育の利用方法や状況は各園でそれぞれ異なります。詳細は各園にお問合せください。

**定 員** 定員とは、各園の規模にあわせた収容定員になります。実際の受入可能人数とは異なる場合がございますので、詳細は各園にお問合せください。

**申 込 み** 各幼稚園への直接申込み **補助制度** 52～54ページ参照

### ① 新制度幼稚園

**保 育 料** 0円 ※園が定める特定負担額と実費徴収額は、別途かかります。

**認定制度** 子どものための教育・保育給付認定1号を受ける必要があります（19ページ参照）。

| No. | 幼稚園名            | 所在地          | 電 話          | 定員  | 園バス | 給食 | 満3歳 |
|-----|-----------------|--------------|--------------|-----|-----|----|-----|
| 1   | 白梅学園大学附属白梅幼稚園 ☆ | 小川町 1-830    | 042(343)1335 | 210 | —   | ○  | ○   |
| 2   | たかのだい幼稚園 ◎      | 上水本町 1-21-3  | 042(323)3232 | 160 | ○   | ○  | ○   |
| 3   | 小平なみき幼稚園 ☆      | 仲町 306-3     | 042(341)3810 | 320 | ○   | ○  | —   |
| 4   | りんどう幼稚園 ☆       | 花小金井 1-26-34 | 042(462)3133 | 315 | ○   | ○  | ○   |

### ② 従来型幼稚園

**保 育 料** 基本保育料 市内の幼稚園は、各園が定める月額保育料から施設等利用費の25,700円と保護者補助金の5,300円が差し引かれます。

★基本保育料以外に、入園料、制服代、給食費、延長保育料などの費用がかかります。

**認定制度** 子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。（44～45ページ参照）

| No. | 幼稚園名       | 所在地         | 電 話          | 定員  | 園バス | 給食 | 満3歳 |
|-----|------------|-------------|--------------|-----|-----|----|-----|
| 1   | なおび幼稚園 ◎   | 上水本町 4-21-1 | 042(321)4671 | 280 | ○   | ○  | ○   |
| 2   | 小平あおば幼稚園 ☆ | 上水南町 2-8-15 | 042(323)2727 | 105 | —   | ○  | —   |
| 3   | 洗心幼稚園 ◎    | 学園西町 2-21-9 | 042(341)3200 | 240 | ○   | ○  | —   |
| 4   | 小平若竹幼稚園 ○  | 回田町 122-3   | 042(321)4072 | 350 | ○   | ○  | —   |
| 5   | 弥生台幼稚園 ◎   | 花小金井 4-9-20 | 042(473)2525 | 315 | ○   | ○  | ○   |

## (6) 東京都認証保育所【直接申込み】

- 特 徴** 東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。多様化する保育ニーズに応えることのできる、柔軟できめ細やかな保育を特徴としています。
- 対 象** A型：0歳児～小学校就学前（施設により受入年齢は異なります）  
B型：0歳児～2歳児
- 要 件** 保護者が、就労などの事由により保育を必要とする場合（B型）
- 保育時間** 13時間以上の開所時間を設定しています。基本保育時間は、施設により異なります。延長保育は各施設へお問合せください。
- 保 育 料** 下表のとおり  
★基本保育料以外に、入園料、延長保育料、雑費などの費用がかかる施設があります。
- 補助制度** 認証保育所の保育料には一定の条件を満たしている方に対して、市からの補助制度があります。詳細は46～47ページをご確認ください。
- 申 込 み** 各認証保育所への直接申込み

| No. | 名 称         | 所在地          | 電話番号          | 定員         | 基本保育料                | 開所時間            |
|-----|-------------|--------------|---------------|------------|----------------------|-----------------|
| 1   | たかの台保育所     | たかの台 36-9    | 042(347) 0020 | 23<br>(B型) | 40,000 ～<br>48,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 2   | 新小平さくら保育園   | 小川町 2-1991-7 | 042(345) 5355 | 19<br>(B型) | 42,000 円             | 7:30 ～<br>20:30 |
| 3   | マリア・ローザ     | 小川西町 3-8-15  | 042(343) 8888 | 30<br>(A型) | 35,000 ～<br>40,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 4   | むさし保育園      | 小川東町 4-1-1   | 042(344) 1324 | 75<br>(A型) | 44,000 ～<br>72,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 5   | タンポポ保育園     | 学園東町 1-2-20  | 042(343) 8205 | 22<br>(B型) | 44,000 ～<br>51,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 6   | どんぐり保育園     | 学園東町 1-13-7  | 042(344) 9981 | 19<br>(B型) | 39,000 ～<br>43,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 7   | いやなが保育園     | 仲町 563       | 042(341) 4681 | 18<br>(B型) | 33,000 ～<br>45,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 8   | 小平駅前保育園     | 美園町 1-15-10  | 042(343) 6670 | 27<br>(B型) | 40,000 ～<br>43,000 円 | 7:00 ～<br>20:00 |
| 9   | ミッキーハウスほいく園 | 花小金井 1-13-1  | 042(462) 8102 | 28<br>(A型) | 36,000 ～<br>47,000 円 | 7:30 ～<br>20:30 |

- ★ 令和7年5月末日時点の情報です。保育料等が変更になる場合がありますので、詳細については各施設へお問合せください。
- ★ 認証保育所では外部機関からの第三者評価を受審し、利用者へサービスの情報提供をしています。

保護者と施設との直接契約になります。保育内容・保育日・保育時間・延長保育・お子さんの状況などについて、十分に話し合ってください。

## (7) 認定家庭福祉員【直接申込み】

**特 徴** 家庭的な雰囲気の中で、こどもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。一人の認定家庭福祉員が3人（補助者がいる場合は5人）まで保育します。

**対 象** 市内在住の生後57日～2歳児

**要 件** 保護者が、就労などの事由により保育を必要とする場合

**保育時間** 平日 午前7時30分～午後6時 土曜日 午前7時30分～午後1時  
基本保育時間は9時間です。延長保育は各施設へお問合せください。

**保 育 料** 月額21,000円

★ほかに雑費月額2,000円、給食費1回250円（原則、弁当持参）、おやつ1回200円（持参可）、時間外保育料1時間600円がかかります。

**補助制度** 認定家庭福祉員の保育料には一定の条件を満たしている方に対して、市からの補助制度があります。詳細は47ページをご確認ください。

**申 込 み** 各認定家庭福祉員への直接申込み

| No. | 氏名     | 住所           | 電話             | 資格     | 定員 |
|-----|--------|--------------|----------------|--------|----|
| 1   | 吉 浪 了子 | 小川西町 1-19-14 | 042 (348) 0374 | 保育士    | 5  |
| 2   | 岩崎 美穂子 | 小川西町 4-17-11 | 042 (409) 1015 | 保育士・教員 | 3  |
| 3   | 富 永 浩子 | 上水本町 5-3-5   | 042 (328) 1900 | 保育士・教員 | 3  |
| 4   | 中 山 実和 | 回田町 89-9     | 042 (359) 1652 | 保育士    | 3  |

★保育内容、保育日、保育時間、延長保育、お子さんの状況などについて、十分に話し合ってください。

★子ども・子育て支援新制度の家庭的保育事業に移行した場合、保育内容・保育料等に変更が生じる場合があります。

## (8) 企業主導型保育事業【直接申込み】

**特 徴** 子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて設置する保育施設です。保育を必要とする地域のこどもも利用することができます。

| No. | 名 称         | 所在地               | 電話番号         | 対象年齢  |
|-----|-------------|-------------------|--------------|-------|
| 1   | こだきしゅコスモ保育園 | 花小金井南町 1-25-33 1F | 042(466)8484 | 1～5 歳 |

★利用にあたっては、利用者と保育施設との直接契約になりますので、定員、保育時間、保育料、申込方法などについては、直接施設にお問合せください。

## 第4章

# 施設等利用給付認定と各種補助金

- 1 子育てのための施設等利用給付認定について
- 2 東京都認証保育所等保育料の補助金
- 3 私立幼稚園の補助金

# 1 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育無償化制度により、下記（１）の対象となることもが、無償化対象施設（事業）を利用する場合は、**施設（事業）の利用開始以前に「子育てのための施設等利用給付認定」**を受けることで幼児教育・保育無償化の給付を受けられるようになりました。

詳細は、小平市ホームページ（ID：086025）等をご覧ください。

★各書類は、利用する施設より受け取ることができます。

以下の場合、直接小平市までご相談ください。

- ①小平市民の利用実績がないなど、書類の配布が済んでいない施設を利用し、施設より書類の配布が受けられない場合
- ②施設に在籍しておらず、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等を利用する場合

## （１）対象者

| 子育てのための施設等利用給付認定 | 認定区分 | 対象となる子ども                                      |                                        | 利用施設（事業）                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 1号認定 | 満3歳以上                                         | 教育のみを必要とする                             | ・従来型幼稚園（※2）等                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                  | 2号認定 | 「クラス年齢（※1）」が3歳～5歳の子ども                         | 保育を必要とする事由（次ページ（2）参照）があり、預かり保育事業等を利用する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型幼稚園（※2）</li> <li>・東京都認証保育所</li> <li>・認定家庭福祉員</li> <li>・認可外保育施設</li> <li>・認定こども園、新制度幼稚園（<u>教育・保育給付認定1号</u>（19ページ参照）での施設利用に加え、預かり保育等を利用し、保育を必要とする事由がある方のみ）（※3）</li> <li>・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（保育部分）、病児保育事業 等</li> </ul> |
|                  | 3号認定 | 「クラス年齢（※1）」が0歳～2歳の子ども<br><b>★市民税非課税世帯のみ対象</b> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※1 「クラス年齢」とは、対象年度における4月1日時点での年齢を指します。

※2 従来型幼稚園を利用する方は、全員、施設等利用給付認定が必要になります。保育要件の有無により、1号認定または2・3号認定いずれかの認定となります。

| 市内にある従来型幼稚園一覧      |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| ・なおび幼稚園<br>・弥生台幼稚園 | ・小平あおば幼稚園<br>・洗心幼稚園<br>・小平若竹幼稚園 |

※3 教育・保育給付認定1号と、施設等利用給付認定2・3号の両方を受けることとなります。

## （２）保育を必要とする事由

子育てのための施設等利用給付認定の２・３号認定を受ける場合は、下記①～⑦のいずれかに該当することが要件となります。

### ①就労している

※１か月４８時間以上の就労を常態としていることが必要

### ②出産予定である

※認定期間は出産（予定）月とその前後２か月ずつの計５か月間

### ③疾病等により入院または療養中である

### ④病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護または介護している

### ⑤求職中である

※認定後３か月以内に就労要件の条件を満たすことが必要（就労までの求職活動報告および就労要件への変更手続きが必要）

### ⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている

### ⑦就学している

## （３）認定申請時と状況が変わった場合

認定申請後に、家族構成（結婚、離婚など）や住所の変更、保護者の就労先の変更や申請時に提出した証明書から状況が変わった場合などには、保育課まで届け出てください。

※手続きや手続きに必要な書類などの詳細については、小平市ホームページ（ID：086025）等をご覧ください。

## （４）市外転出をする場合

「施設等利用給付認定申請等取下書」を保育課に提出してください。

なお、市外転出後も引き続き認定を希望する場合や、転出先の幼稚園等を利用し、幼児教育・保育無償化の給付（補助）を希望する場合は、転出先の自治体で改めて認定の申請手続きを行う必要があります。

転出先の自治体での手続きに必要な書類等については、事前に転出先の自治体の保育担当部署に問合せってください。

### ◆ ２つの認定制度について

#### ①子どものための教育・保育給付認定

新制度幼稚園、認定こども園、認可保育園、地域型保育事業等の対象施設（事業）を利用するために必要な認定です。詳しくは１９～２０ページをご覧ください。

#### ②子育てのための施設等利用給付認定（無償化に伴い創設）

施設利用に対する補助金等を受けるための認定です。

従来型幼稚園や無償化対象施設等を主に対象としています。

## 2 東京都認証保育所等保育料の補助金

(問合せ先：幼稚園・認可外保育施設担当 042-346-9645)

### 補助上限額等の改定見込みについて

認可保育園等の保育料の改定と同様に、令和7年9月以降の認可外保育施設に通う児童の保護者に対する補助金の上限額などが変更となる予定です。改正内容が決まりましたら、小平市ホームページにてお知らせしますのでご確認ください。

### (1) 認証保育所に通う児童の保護者への補助について

#### 【0～2 歳児クラス在園児】

月の初日に東京都認証保育所のクラス年齢 0～2 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

#### 【1】市民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②市民税非課税世帯であること
- ③保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付3号認定\*を受けていること  
※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分   | 補助上限（月額） |
|-------|----------|
| 第1子   | 42,000 円 |
| 第2子以降 | 67,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

#### 【2】上記要件（市民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していること。
- ②対象施設と週4日以上または月120時間以上、月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ④保育料を滞納していないこと。

補助金額：保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月は前年度、9月～3月は当年度）により決定します。（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

| 区 分                        | 補助上限（月額） |          |
|----------------------------|----------|----------|
| 市民税所得割額（年額）                | 第1子      | 第2子以降    |
| 所得割非課税世帯                   | 33,000 円 | 67,000 円 |
| 77,100 円以下の世帯              | 24,500 円 |          |
| 77,101 円以上 119,000 円未満の世帯  | 18,000 円 |          |
| 119,000 円以上 163,000 円未満の世帯 | 12,500 円 |          |
| 163,000 円以上 215,000 円未満の世帯 | 5,000 円  |          |
| 215,000 円以上の世帯             | 1,000 円  |          |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

### 【3～5 歳児クラス在園児】

認証保育所のクラス年齢 3～5 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②**保育の必要性があり施設等利用給付認定の2号認定※を受けていること**  
※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分             | 補助上限（月額） |          |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 第1子      | 第2子以降    |
| 市民税非課税世帯・生活保護世帯 | 40,000 円 | 57,000 円 |
| 上記を除く世帯         | 37,000 円 |          |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

## （2）認定家庭福祉員に通う児童の保護者への補助について

月の初日に認定家庭福祉員のクラス年齢 0～2 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

### 【1】市民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②市民税非課税世帯であること
- ③**保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付3号認定※を受けていること**  
※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分   | 補助上限（月額） |
|-------|----------|
| 第1子   | 42,000 円 |
| 第2子以降 | 67,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

### 【2】上記要件（市民税非課税世帯）に該当しない方

預けている児童の兄や姉が同一世帯におり、生計を一にしている方で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ③対象児童が世帯で第2子以降であること
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分   | 補助上限（月額） |
|-------|----------|
| 第2子以降 | 67,000 円 |

※世帯で第1子となる児童の場合は、補助対象となりません。

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

### （３）定期利用保育事業実施施設に通う児童の保護者への補助について

月の初日に定期利用保育事業実施施設のクラス年齢０～２歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

#### 【１】市民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②対象施設と週４日以上かつ１日４時間を超える時間の月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③市民税非課税世帯であること
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分      | 補助上限（月額） |
|----------|----------|
| 市民税非課税世帯 | 42,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

#### 【２】上記要件（市民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していること。
- ②対象施設と週４日以上かつ１日４時間を超える時間の月ぎめ契約または年度契約をしていること
- ③就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ④保育料を滞納していないこと。

補助金額：保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（４月～８月は前年度、９月～３月は当年度）により決定します。（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

| 区 分                        | 補助上限（月額） |          |
|----------------------------|----------|----------|
|                            | 第１子      | 第２子以降    |
| 市民税所得割額（年額）                |          |          |
| 所得割非課税世帯                   | 33,000 円 | 42,000 円 |
| 77,100 円以下の世帯              | 24,500 円 |          |
| 77,101 円以上 119,000 円未満の世帯  | 18,000 円 |          |
| 119,000 円以上 163,000 円未満の世帯 | 12,500 円 |          |
| 163,000 円以上 215,000 円未満の世帯 | 5,000 円  |          |
| 215,000 円以上の世帯             | 1,000 円  |          |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

## (4) その他認可外保育施設に通う児童の保護者への補助金について

### 【0～2 歳児クラス在園児】

以下の「市内無償化対象施設」に記載のある施設のクラス年齢 0～2 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

市内無償化対象施設（令和 7 年 5 月末現在）

| No. | 施設（提供者）の名称       | 施設等の所在地                             |
|-----|------------------|-------------------------------------|
| ①   | こむぎえん            | 花小金井南町 2-17-19-3 第 2 花丘荘 1 階 101 号室 |
| ②   | ブリヂストン小平保育園      | 小川東町 3-1-1                          |
| ③   | ヤクルト花小金井保育園      | 花小金井南町 3-3-21 もか花南 1 階              |
| ④   | 多摩済生病院 たまさいせい保育所 | 美園町 3-11-1                          |
| ⑤   | 一橋病院 なかよし保育室     | 学園西町 1-18-10 セドナー橋 102              |
| ⑥   | 公立昭和病院 院内保育園あいびー | 花小金井 5-1-4                          |
| ⑦   | あおいキッズガーデン       | 小川町 1-1098-29                       |
| ⑧   | 船切 裕希（ベビーシッター）   | 非公開                                 |
| ⑨   | papis シッター 豊原 清哉 | 非公開                                 |

小平市が「確認」をした施設は上記のとおりです。小平市外の施設につきましては所在する市町村へお問合せください。

### 【1】市民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②市民税非課税世帯であること
- ③保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付 3 号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分     | 補助上限（月額） |
|---------|----------|
| 第 1 子   | 42,000 円 |
| 第 2 子以降 | 67,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

### 【2】上記要件（市民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していて、該当施設に在籍していること。
- ②対象施設と週 4 日以上または月 120 時間以上、月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ④対象児童が世帯で第 2 子以降であること。
- ⑤保育料を滞納していないこと。

補助金額

| 区 分     | 補助上限（月額） |
|---------|----------|
| 第 2 子以降 | 67,000 円 |

※世帯で第 1 子となる児童の場合は、補助対象となりません。

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

### 【3～5 歳児クラス在園児】

前ページの「市内無償化対象施設」に記載のある施設のクラス年齢 3～5 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②**保育の必要性があり施設等利用給付認定の2号認定※を受けていること**  
※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分   | 補助上限（月額） |
|-------|----------|
| 第1子   | 37,000 円 |
| 第2子以降 | 57,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

## （5）一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した児童の保護者への補助金について

### 【1】施設等利用給付認定のある方の補助金

以下の「市内無償化対象事業」に記載のある施設を利用した児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる日に小平市内に住所を有していること
- ②**保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付2号または3号認定※を受けていること**  
※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

| 区 分                            | 補助上限（月額） |
|--------------------------------|----------|
| クラス年齢が0～2歳児までのこども(施設等利用給付3号認定) | 42,000 円 |
| クラス年齢が3～5歳児までのこども(施設等利用給付2号認定) | 37,000 円 |

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

市内無償化対象事業

- ① 一時預かり事業  
市内の認可保育園（10園）で実施しています。対象施設は56ページをご覧ください。
- ②病児保育事業  
市内の病児・病後児保育室（2園）で実施しています。対象は61ページをご覧ください。
- ③ファミリー・サポート・センター事業  
施設の名称：小平市ファミリー・サポート・センター  
施設等の所在地：小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東 2F

※認可保育園、認定こども園等の無償化と併用はできませんのでご注意ください。

※①、②については利用料の減免制度があります。

## (6) 補助金の申請時期および交付時期

### 【認証保育所、認定家庭福祉員、定期利用保育施設】

①申請時期 入園後、7 月頃に施設を通じての配布、申請となります。年度途中で対象施設に入園した場合は、保育施設にご確認ください。

②交付時期 前期(4月から8月)…11月末まで / 後期(9月から3月)…5月末まで

※申請時期および交付時期は変更になることがあります。

### 【その他認可外保育施設、一時預かり事業等】

①申請時期 認可外保育施設については、7 月頃に施設を通じて配布します。施設から案内がない場合は、担当までお問い合わせください。

一時預かり事業等を利用した場合は、担当までお問い合わせください。

②交付時期 前期(4月から8月)…11月末まで / 後期(9月から3月)…5月末まで

補助を受けるためには、申請が必要となります。

申請時期になりましたら、市報・ホームページ等でお知らせします。

### 3 私立幼稚園の補助金

(問合せ先：幼稚園・認可外保育施設担当 042-346-9645)

私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。通園する幼稚園、認定区分によって補助金種類、金額が異なります。

#### 【1】従来型幼稚園に通園している場合

##### ①子育てのための施設等利用費（保育料）および保護者補助金（保育料）

対象：従来型幼稚園に在園しており、施設等利用給付認定を受けている児童の保護者。

保護者補助金については保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月は前年度、9月～3月は当年度）により決定します。

（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

| 区 分 |                                                   |       | 施設等利用費<br>(月額) | 保護者補助金<br>(月額)   |
|-----|---------------------------------------------------|-------|----------------|------------------|
| A   | 生活保護世帯                                            | 1人目   | 25,700         | 9,700            |
|     |                                                   | 2人目   |                | 9,700            |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 9,700            |
| B   | 市民税非課税世帯<br>市民税所得割非課税世帯<br>( )内はひとり親世帯等           | 1人目   |                | 6,700<br>(9,700) |
|     |                                                   | 2人目   |                | 9,700            |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 9,700            |
| C   | 市民税所得割額が、<br>年額 77,100 円以下の世帯<br>( )内はひとり親世帯等     | 1人目   |                | 5,300<br>(6,700) |
|     |                                                   | 2人目   |                | 5,300<br>(9,700) |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 9,700            |
| D   | 市民税所得割額が<br>年 額 77,100 円 を 超 え<br>211,200 円以下の世帯  | 1人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 2人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 9,100            |
| E   | 市民税所得割額が<br>年 額 211,200 円 を 超 え<br>256,300 円以下の世帯 | 1人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 2人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 8,500            |
| F   | 市民税所得割額が<br>年 額 256,300 円 を 超 える 世 帯              | 1人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 2人目   |                | 5,300            |
|     |                                                   | 3人目以降 |                | 5,300            |

※納付した保育料を限度として支給します。

※年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子の兄・姉を1人目とします。

※ひとり親世帯等とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ・配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者および特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- ・その他要保護世帯に準する程度に困窮していると認められる世帯

②子育てのための施設等利用費（預かり保育）および保護者補助金（預かり保育）

対象：従来型幼稚園に在園しており、施設等利用給付認定の２号・３号認定を受けている、または満３歳児クラスに在園する第２子以降（令和７年９月から第１子にも拡大予定）で保育の必要な要件があり預かり保育を利用している児童の保護者

金額：利用日数×４５０円（日額単価）＝支給額（支給限度額は月１１,３００円）

ただし、満３歳児クラスの児童は、月額上限が１６,３００円となります。

③副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業

対象：従来型幼稚園に在園しており、市民税所得割額が年額 ７７,１００ 円以下の世帯の児童および第３子以降の児童がいる保護者

金額：各園で給食費として実費徴収している費用のうち「副食材料費相当分」を補助します（支給限度額は月額 ４,９００ 円）。

第３子以降の算定基準（多子算定）は、小学校第３学年終了前までの子が対象となります。

【２】新制度幼稚園、認定こども園に通園している（教育・保育給付認定の１号認定の児童のみ対象）  
場合

①保護者補助金（保育料）

対象：新制度幼稚園および認定こども園に通う児童（教育・保育給付認定の１号認定を受けている児童）がいる保護者

保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（４月～８月分は前年度、９月～３月分は当年度）により決定します。

（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

| 区 分 |                                               |       | 補助金月額        |
|-----|-----------------------------------------------|-------|--------------|
| A   | 生活保護世帯                                        | １人目   | ９,７００        |
|     |                                               | ２人目   | ９,７００        |
|     |                                               | ３人目以降 | ９,７００        |
| B   | 市民税非課税世帯                                      | １人目   | ６,７００（９,７００） |
|     | 市民税所得割非課税世帯<br>（ ）内はひとり親世帯等                   | ２人目   | ９,７００        |
|     |                                               | ３人目以降 | ９,７００        |
| C   | 市民税所得割額が<br>年額 ７７,１００ 円以下の世帯<br>（ ）内はひとり親世帯等  | １人目   | ５,３００（６,７００） |
|     |                                               | ２人目   | ５,３００（９,７００） |
|     |                                               | ３人目以降 | ９,７００        |
| D   | 市民税所得割額が<br>年額 ７７,１００ 円を超え<br>２１１,２００ 円以下の世帯  | １人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ２人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ３人目以降 | ９,１００        |
| E   | 市民税所得割額が<br>年額 ２１１,２００ 円を超え<br>２５６,３００ 円以下の世帯 | １人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ２人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ３人目以降 | ８,５００        |
| F   | 市民税所得割額が<br>年額 ２５６,３００ 円を超える世帯                | １人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ２人目   | ５,３００        |
|     |                                               | ３人目以降 | ５,３００        |

※納付した特定負担額のうち、教育充実費を限度として支給します。

※年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子の兄・姉を1人目とします。

※ひとり親世帯等とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ・配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者および特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る）
- ・その他要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

## ②子育てのための施設等利用費（預かり保育）および保護者補助金（預かり保育）

対象：新制度幼稚園および認定こども園に在園し、教育・保育給付認定の1号認定を受け、かつ施設等利用給付認定の2号・3号認定を受けている、または、満3歳児クラスに在園する第2子以降（令和7年9月から第1子にも拡大予定）で保育の必要な要件があり預かり保育を利用している児童の保護者

金額：利用日数×450円（日額単価）＝支給額（支給限度額は月11,300円）

ただし、満3歳児クラスの児童は、月額上限が16,300円となります。

## 【3】小平市内の幼稚園の場合の申請時期および交付時期

### ① 申請時期

入園後、4月頃に幼稚園を通じての申請となります。

### ② 交付時期

子育てのための施設等利用費（保育料）および保護者補助金（月額5,300円）については、市役所から幼稚園へ直接支給し、その分を差し引いた保育料等を保護者が幼稚園へ納付することになります。そのため、保護者補助金の月額が5,300円の場合（52～53ページを参照）は、市役所から保護者への交付はありません。

なお、保護者補助金（月額5,300円を超える場合）、副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用費（預かり保育）、保護者補助金（預かり保育）については、次のとおりとなります。

上半期分（4月～8月分） …11月末まで

下半期分（9月～3月分） …5月末まで

※申請時期および交付時期は変更となることがあります。

## 【4】その他

幼稚園類似の幼児施設や国立大学附属の幼稚園に通う児童がいる保護者や、生活保護等を受給している保護者はお問合せください。

# 第5章

## その他の保育サービス

- 1 一時預かり事業
- 2 緊急一時保育
- 3 定期利用保育事業
- 4 病児・病後児保育
- 5 多様な他者との関わりの機会の創出事業

## 1 一時預かり事業（問合せ先：保育政策担当 042-346-9848）

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などの様々な事情により、一時的にお子さんを認可保育園でお預かりします。

### ①対象

市内にお住まいで、一時的な保育を必要とする、生後57日から小学校就学前までの健康なお子さん  
※小平一橋学園雲母保育園、小平花小金井雲母保育園、はなこがねい保育園、小平どろんこ保育園は満1歳からの利用となります。

### ②実施園 認可保育園10園

| 保 育 園 名       | 住 所           | 電 話 番 号       |
|---------------|---------------|---------------|
| れんげ萩山保育園分園    | 小川東町4-3-1     | 042(344)1484  |
| こぶし保育園        | 鈴木町1-148      | 042(344)1717  |
| 小平にこにこ保育園     | 小川東町1-38-18   | 042(344)8180  |
| にじいろ保育園上水本町   | 上水本町4-11-9    | 042(359)4815  |
| コビープリスクールこだいら | 大沼町1-3-8      | 042(312)3801  |
| うめのき保育園       | 鈴木町2-186-4    | 042(497)6152  |
| 小平一橋学園雲母保育園   | 喜平町1-1-2      | 042(300)4111  |
| 小平花小金井雲母保育園   | 花小金井南町2-10-40 | 042(452)2520  |
| はなこがねい保育園     | 花小金井5-41-11   | 050(3613)6047 |
| 小平どろんこ保育園     | 津田町3-33-13    | 042(312)3058  |

### ③保育時間、利用日数

午前8時30分～午後5時（保育園休園日および土曜日を除く）

1か月につき14日以内 ※日数は市内一時預かり施設での利用を合算

### ④定員

はなこがねい保育園 1日あたり 7人

小平どろんこ保育園 1日あたり 6人

小平花小金井雲母保育園 1日あたり 2人

上記以外の園 1日あたり 5人

※受入状況によっては、定員未満のお預かりとなる場合があります。

### ⑤利用料金（給食費含む）

| 年 齢   | 利用時間（4時間未満） | 利用時間（4時間以上） |
|-------|-------------|-------------|
| 0歳児   | 2,000円      | 4,000円      |
| 1・2歳児 | 1,500円      | 3,000円      |
| 3歳児以上 | 1,000円      | 2,000円      |

※利用日時点の年齢となります。

※利用料金の減免制度があります。

### ⑥申込み

事前に保育園で面接などを行ったうえで、利用する月の前月の15日から、直接各保育園へお申込みください（15日が土曜日または休園日の場合は、翌平日が予約開始日です）。

受付時間：午前10時～午後3時（月曜～金曜日）

受付初日の予約可能日数は5日です（6日以上の利用を希望される場合は、2日目以降にご予約ください）。

## 2 緊急一時保育（問合せ先：入園・認定担当 042-346-9601）

### ① 対象・利用要件

市内にお住まいで、次のいずれかの保育ができなくなる事由に該当する、満1歳から就学前までの健康なお子さんを、緊急かつ一時的に公立保育園で保育します。

原則、保育施設や幼稚園等に在籍している児童は対象となりません。

★認可保育園と同様に、保育の要件が必要です。

ア 保護者が死亡・行方不明などで不在のとき

イ 保護者が傷病または出産で入院、もしくは療養の必要があるとき

ウ 保護者が親族などの看護にあたる必要のあるとき（重度かつ緊迫した状況の場合）

エ 保護者が災害・事故などにより保育ができないとき

### ②実施園

公立保育園全園

### ③保育内容

通常の保育内容と同様の保育を行います。

### ④保育期間

原則、同一の事由につき、連続して14日以内です。

ただし、事由により延長が可能です（保育期間は最長で30日間）。

### ⑤保育日・保育時間

保育園の保育日（日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休日）

午前8時30分～午後5時（事由により午前7時15分から午後6時15分まで保育可能）

### ⑥利用料金

1日につき 満3歳未満児 1,700円（給食費を含む）

満3歳以上児 800円（ 〃 ）

いずれも保育期間の初日における児童の満年齢です。

※利用料金は、保育期間の初日の前日までに納入する必要があります。

※保育期間の短縮や欠席した場合は、その日数分の利用料金を保育期間終了後お返しします。

※生活保護を受けている、あるいは市民税が非課税世帯には保育料の免除制度があります。

### ⑦申込み

緊急の必要がある方のための事業のため、利用予定日の2週間前から2日前（土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）までに、事由を証する書類（例：母子健康手帳、医師の診断書・所見書（※）など状況により異なります）、預ける児童の母子健康手帳を用意し、事前に連絡のうえ、市役所保育課（2階）へお越しください。

保育園で面接をした後、保育園指定の医師による健康診断を受ける必要があります。なお、アレルギー対応を希望する場合は、事前にご相談ください。

常態的に保育を必要とする事由（19ページ参照）がある場合は、保育園等の入園申込みもご検討ください。

（※）医師からの診断書・所見書を提出される場合、認可保育園と同様に保育要件を確認するため、以下の記載が必要です。

- ・保育ができない旨
- ・入院または療養に要する期間

### 3 定期利用保育事業（問合せ先：保育政策担当 042-346-9848）

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイム等の就労により、日中保育ができない保護者に代わり、一定期間お子さんをお預かりします。

#### ①対象・利用要件

次のア～オの要件をすべて満たすお子さんが対象です。

ア 1、2歳児クラス（令和4年4月2日～令和6年4月1日生まれ）

イ 市内在住で集団保育が可能である

ウ 保護者が就労しており、継続して保育ができない（1か月48時間以上）

エ 認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の申込みをし、入園待機となっている

オ 日中保育ができる同居親族等がない

※東京都認証保育所、認定家庭福祉員、認定こども園、事業所内保育所等の他の施設との併用はできません。

※2歳児クラスで定期利用保育事業を利用している場合、翌年度の3歳児クラスへの認可保育園等のお申込みにおいて、入園選考等基準の調整指数が適用される場合があります。

#### ②実施園 認可保育園7園

| 保 育 園 名              | 住 所               | 電 話 番 号      | 保 育 時 間 ・ 定 員                   |
|----------------------|-------------------|--------------|---------------------------------|
| やさしい森保育園             | 鈴木町<br>1-463-1    | 042(312)0894 | 7時00分～18時00分<br>6人(1歳:3人、2歳:3人) |
| 小平花小金井雲母<br>(きらら)保育園 | 花小金井南町<br>2-10-40 | 042(452)2520 | 8時30分～16時30分<br>3人(1歳:2人、2歳:1人) |
| うれしい森保育園             | 鈴木町<br>2-147-10   | 042(439)5509 | 7時00分～18時00分<br>6人(1歳:3人、2歳:3人) |
| すずのき台保育園             | 鈴木町<br>1-166-1    | 042(313)6355 | 8時30分～17時00分<br>5人(1歳:3人、2歳:2人) |
| しあわせの森保育園            | 花小金井南町<br>1-6-20  | 042(497)5678 | 7時00分～18時00分<br>6人(1歳:4人、2歳:2人) |
| すこやかな森保育園            | 鈴木町<br>2-865-8    | 042(316)1310 | 7時00分～18時00分<br>6人(1歳:6人)       |
| ゆたか保育園               | 学園東町<br>575-35    | 042(341)2832 | 8時00分～17時30分<br>10人             |

※保育園休園日は利用できません。

※小平花小金井雲母保育園、すずのき台保育園、ゆたか保育園については、月曜日から金曜日までの利用となります。

※保育時間のうち、8時間以内の利用となります。8時間を超える利用の可否や利用可能時間の詳細は各園へお問合せください。

#### ③実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（令和8年度は新たにお申込みが必要となります。）

#### ④申込方法・申込期間

お申込みができるのはお子さん1人につき1園のみとなります。

※2園以上申込みされるとすべての申込みが無効となる場合があります。

##### <令和7年4月利用開始分>

認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の4月入園申込み（第1次受付まで）をし、利用要件に該当する方のうち、対象となる方については申込書等を送付します。

○申込期間：令和7年2月5日（水）から令和7年2月14日（金）まで（土曜、日曜、祝日を除く）

○申込場所：利用を希望する保育園（事前に電話で持参日時をお伝えください。）

○受付時間：10時30分～16時30分

##### <令和7年5月以降利用開始分>

利用要件に該当する方で、利用を希望する場合は各園に直接お申込みください。

なお、お申込みは認可保育園の入園申込みを行う月からできます。

##### ○申込期間

| 利用を希望する月 | 申込期間（土曜、日曜、祝日を除く） |
|----------|-------------------|
| 5月       | 令和7年4月10日（木）まで    |
| 6月       | 令和7年5月12日（月）まで    |
| 7月       | 令和7年6月10日（火）まで    |
| 8月       | 令和7年7月10日（木）まで    |
| 9月       | 令和7年8月12日（火）まで    |
| 10月      | 令和7年9月10日（水）まで    |
| 11月      | 令和7年10月10日（金）まで   |
| 12月      | 令和7年11月10日（月）まで   |
| 1月       | 令和7年12月10日（水）まで   |
| 2月       | 令和8年1月13日（火）まで    |
| 3月       | 令和8年2月10日（火）まで    |

※申込場所および受付時間については令和7年4月利用開始分と同じです。

#### ⑤申込書類

お申込みの際に、次のア～ウの書類をご持参、ご提出ください。

ア 定期利用保育事業申込書

（各園で配布の他、保育課窓口、市のホームページからもダウンロードできます。）

イ 印鑑

ウ 母子健康手帳

##### ※保護者の就労証明書について

認可保育園の申込み時に提出済みの場合は不要ですが、就労先、時間等の変更がある場合は再度、保育課へ提出が必要です。

認可保育園の申込み時に育児休業中の方は、利用開始月の翌月1日までに復職し、復職後2週間以内に復職証明書を保育課に提出する必要があります。

認可保育園の申込み時に採用予定の方は、利用開始月の翌月1日までに就労し、採用後2週間以内に就労証明書を保育課に提出する必要があります。

## ⑥利用者の決定

お申込みのあった方の中から、実施施設において定員の範囲内で利用者を決定します。なお、応募多数により補欠となった場合は、欠員が生じた際に繰り上げて決定をします。

※面接、健康診断を行い、保育園との利用契約を結び利用開始となります。

※定員の空き状況については市のホームページでも確認できます。

※認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）に入園内定した場合、内定を辞退して定期利用保育を利用することはできません。

※契約後、保護者が就労先を退職することや育児休業等の取得により、その後1か月以上就労しない場合には契約は解除となります。

## ⑦利用料金（給食費含む）

| 利用時間<br>（4 時間以内） | 利用時間<br>（4 時間を超え 8 時間以内） | 8 時間を超える場合 |
|------------------|--------------------------|------------|
| 22,000 円／月       | 44,000 円／月               | 275 円／時間   |

※月単位（複数月）での契約となります。

※すずのき台保育園を除き、そのほかの6園は4時間を超える契約のみとなります。

※利用料金は、保育園へ直接お支払いください。なお、一定の条件を満たしている方に対して、利用料金の負担を軽減するため、市からの補助制度があります。詳細は48ページをご確認ください。



## 4 病児・病後児保育（問合せ先：保育政策担当 042-346-9848）

### ① 対象・利用要件

生後6か月から就学前までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行います。

### ② 実施施設・保育定員・保育時間

| 施設名  | 病児・病後児保育室あいびー                              | たんぽぽ病児保育室（病児・病後児保育を実施）                                                 |
|------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 住 所  | 小平市花小金井5-1-4<br>（公立昭和病院の職員用保育園に併設）         | 小平市栄町2-10-6<br>（ちあきこどもクリニック併設）                                         |
| 電 話  | 042（463）5303                               | 042（312）3326                                                           |
| 保育定員 | 4人                                         | 6人                                                                     |
| 保育時間 | 午前8時～午後6時<br>※土曜・日曜日、祝日、12月29日～<br>1月3日は休日 | 午前8時30分～午後6時30分<br>※木曜・日曜日、祝日、12月29日～<br>1月3日は休日（クリニックの休診日に合わせた臨時休業あり） |

### ③ 利用料金

| 利用料 | 1日：3,000円・半日：1,500円<br>※市内在住の生活保護受給世帯・市民税非課税世帯には減免制度があります。 |
|-----|------------------------------------------------------------|
|-----|------------------------------------------------------------|

※病児・病後児保育室あいびーでは、ご利用に応じ、昼食1食300円・おやつ代1回50円（1日2回100円）が必要です。

※たんぽぽ病児保育室では、ご利用に応じ、おむつ・昼食などの実費負担が必要です。

### ④ 事前登録

| 病児・病後児保育室あいびー                                                                                                                                                                                 | たんぽぽ病児保育室                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病児・病後児保育室あいびーに電話で面接時間を予約し、事前登録をしてください。<br>予約時間：平日午前8時～午後6時<br>面接時間：平日午前9時～午後5時<br>＜必要書類＞<br>・小平市病児・病後児保育事業利用登録申請書<br>・同意書 ・印鑑 ・母子健康手帳<br>・病児・病後児保育室あいびー登録申込書<br>・診察券（お子さんが過去に公立昭和病院の受診歴がある場合） | たんぽぽ病児保育室に電話で面接時間を予約し、事前登録をしてください。<br>予約時間・面接時間：月曜～土曜日（木曜休）<br>午前10時～午後6時<br>＜必要書類＞<br>・小平市病児・病後児保育事業利用登録申請書<br>・同意書 ・印鑑 ・母子健康手帳<br>・たんぽぽ病児保育室登録申込書<br>・診察券（お子さんが過去にちあきこどもクリニックの受診歴がある場合） |

### ⑤ 申込み

| 病児・病後児保育室あいびー                                                                                                                                                                                                                                | たんぽぽ病児保育室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則前日受付。病児・病後児保育室あいびーへ電話で申込みをしてください（電話受付のみ）。※ご利用の当日、かかりつけ医のかわりに公立昭和病院小児科の受診を希望する方は、この時点でお申し出ください。紹介料なしで受診ができます。<br>受付時間：月曜～金曜日 利用前日の午前8時～午後6時<br>※利用当日または前日（病児保育をご利用の場合は、利用当日のみ）にかかりつけ医（または公立昭和病院）に記載してもらった小平市病児・病後児保育室診療情報提供書を、利用当日持参してください。 | 原則前日受付。<br>電話で申込み：午前10時～午後6時<br>WEBで申込み：午前9時～午後9時または<br>利用希望日前日に保育室がお休みのとき<br>（WEB： <a href="http://www.chiaki-kids.com/byouji/">http://www.chiaki-kids.com/byouji/</a> ）<br>利用前日の午後9時以降に、たんぽぽ病児保育室から、「予約確定」または「不可」についてメールまたは電話にてご回答します（午後9時までにご回答する場合もあります。午後9時以降のWEB申込みについては翌朝のご回答となります）。<br> |

※いずれの施設も、空きがある場合は当日受付も可能です。また、原則として申込み後のキャンセルはできません。

## 5 多様な他者との関わりの機会の創出事業

(問合せ先：幼稚園・認可外保育施設担当 042-346-9645)

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所や幼稚園、認定こども園を利用していない未就園児を一定期間保育所等でお預かりし、同年齢や異年齢のこどもや保護者以外の大人と関わる機会を提供します。

### ①対象・利用要件

市内にお住まいで、次の要件すべてに該当する満3歳未満のお子さん

- ・健康で集団保育が可能なお子さん（医療行為またはそれに準じた行為を必要としないこと）
- ・毎週1日以上継続的に通うことができること（2か月以上）
- ・保育所等に通っていない、または在籍していないこと

### ②実施園（利用可能日・利用時間・定員）

| 実施園      | 住所           | 電話番号           | 利用可能日        | 利用時間                                      | 定員                         |
|----------|--------------|----------------|--------------|-------------------------------------------|----------------------------|
| ひめゆりこども園 | 上水新町 1-5-15  | 042 (343) 1832 | 月曜日          | 10:00~12:00                               | 1歳児 3名<br>2歳児 5名           |
| なおい幼稚園   | 上水本町 4-21-1  | 042 (321) 4671 | 月曜日及び<br>木曜日 | ①9:30~12:00<br>②9:30~14:30<br>③9:30~15:30 | 1歳児 4名<br>2歳児 8名           |
| 小平神明こども園 | 小川町 1-2572   | 042 (341) 0938 | ①月曜日<br>②火曜日 | ①9:00~11:00<br>②9:30~11:30<br>9:30~12:30  | ①1歳児 3名<br>②2歳児 10名        |
| りんどう幼稚園  | 花小金井 1-26-34 | 042 (462) 3133 | 月曜日          | ①9:00~11:30<br>②9:00~13:30                | 0歳児 1名<br>1歳児 3名<br>2歳児 3名 |

### ③申込み方法・利用料金

実施園により異なります。詳しくは各実施園のホームページ等をご確認ください。

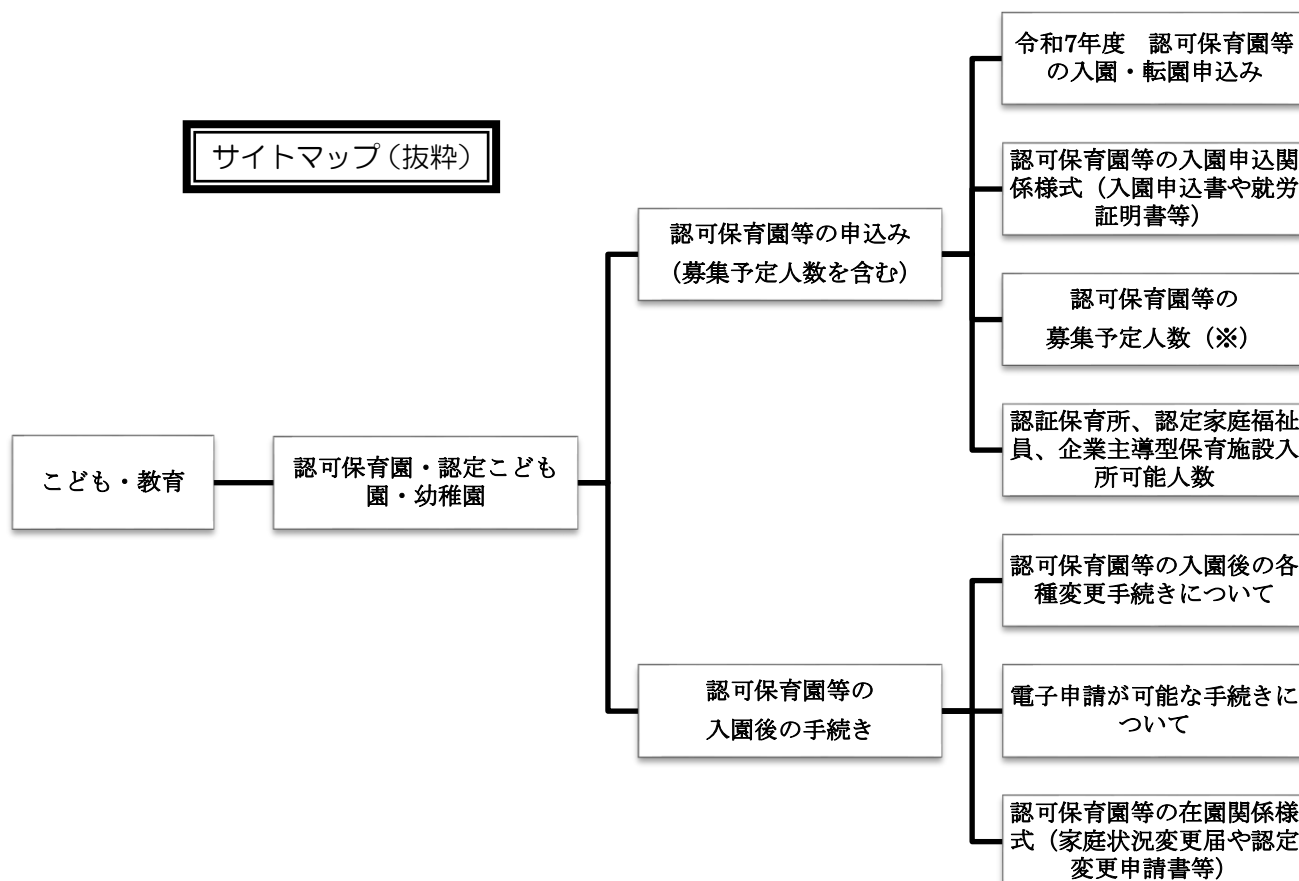


## ★小平市ホームページの案内

【小平市ホームページアドレス：<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>】

小平市ホームページにて、保育園に関する情報をお知らせしています。入園申込みや入園後の各種手続きに必要な様式も掲載していますので、ご利用ください。

### ホーム画面から選択する場合



### コンテンツ ID から検索する場合

「小平市 コンテンツ ID」で検索すると、該当ページが検索結果に表示されます。

(例)「令和7年度 保育園等の入園・転園申込み」を見たい場合は、「小平市 113038」と検索してください。

| 保育園等の入園・転園手続き等                   | コンテンツ ID |
|----------------------------------|----------|
| 令和7年度 認可保育園等の入園・転園申込み            | 113038   |
| 認可保育園等の入園申込関係様式 (入園申込書や就労証明書等)   | 057661   |
| 認可保育園等の募集予定人数 (※)                | 032381   |
| 認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育施設入所可能人数    | 003619   |
| 認可保育園等の入園後の各種変更手続きについて           | 089685   |
| 認可保育園等の在園関係様式 (家庭状況変更届や認定変更申請書等) | 057662   |
| 電子申請が可能な手続きについて                  | 083847   |

※4月の認可保育園等の募集予定人数は、第1次受付は10月上旬に、第2次受付は1月下旬 (2月上旬に更新予定) に市のホームページに掲載します。

# ★電子申請が可能な手続きについて

---

電子申請システム「LoGo フォーム」及び国が運営する「ぴったりサービス」により、保育園等に関する一部の手続きが電子申請可能です。

なお、「ぴったりサービス」での申請にはマイナンバーカード等が必要になり、注意事項が多くありますので、詳しくはホームページ「電子申請が可能な手続きについて」（二次元バーコード）（ID：083847）を参照ください。



令和7年5月末現在、電子申請可能な手続きは以下のとおりです。

※各種リンク先は、二次元バーコードを参照ください。

## ①教育・保育給付認定変更申請【復職に伴う変更（短時間から標準時間へ）】

⇒現在、育児休業取得中のため、保育短時間（8 時間）認定だった在園児が、保護者の復職に伴い、標準時間（11 時間）認定へ変更する手続きです。最短でも申請の翌月からの認定変更となりますのでご注意ください。

## ②教育・保育給付認定変更申請【育休取得に伴う変更（標準から短時間へ）】

⇒在園児の弟・妹の出生に伴い、育児休業を取得することにより、保育必要量（預ける時間）を標準時間（11 時間）認定から短時間（8 時間）認定に変更する手続きです。最短でも申請の翌月からの認定変更となりますのでご注意ください。

## ③「保育園等入所・転所保留通知書」再発行の手続き

⇒「保育園等入所・転所保留通知書」の再発行を希望する場合に申請してください。なお、対象は既に当年度の入園・転園申込みをしており、待機中であることが条件となります。申込みをしていない児童については、新規入園申込みが必要となります。

## ④口座振替済のお知らせ交付申請の手続き

⇒保育料口座振替済のお知らせの発行を希望する際に申請してください。申請後1 週間を目安に住民票の住所に郵送します。

## ⑤教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（入園・転園申込み）※ぴったりサービス

⇒保育の必要性（就労等）の認定（支給認定）を受け、かつ、保育園（認可保育所）などの保育施設・保育サービスを利用するための手続きです。

小平市に転入予定の申込みや小平市外の保育施設等の申込みを希望される方は、電子申請できません。

## ⑥支給認定の申請（子どものための教育・保育給付認定の申請）※ぴったりサービス

⇒保育の必要性（就労等）の認定（支給認定）を受けるための手続きです。  
企業主導型保育施設等の利用にあたり、認定証を保育施設から求められることがあります。  
小平市に住民票がない方は申請できません。

## ⑦保育施設等の現況届 ※ぴったりサービス

⇒教育・保育給付認定を受けている保護者は、毎年、保育の必要性（就労等）の確認をするため届出が必要です。

## ★Q&A 集

### 【入園・転園申込みの手続きについて】

|    |                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1 | 申込みはいつまでにすればいいですか                                                                               |
| A1 | 3～6ページを参照し、各入園希望月の申込受付期限をご確認ください。<br><u>※期限を1日でも過ぎた場合は、いかなる理由があろうと次の月から選考対象となりますので、ご注意ください。</u> |

|    |                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q2 | 郵送でも申込みは可能ですか                                                                                    |
| A2 | 原則、 <u>郵送による申込みとなります。</u><br>なお、書類の到着確認はお答えしておりません。到着確認が必要な場合は、レターパックや書留等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。 |

|    |                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q3 | 提出書類に不備がないか不安なので、窓口で書類を点検・内容確認してもらったうえで提出することは可能ですか                                                                                                                      |
| A3 | 提出は、原則郵送となりますので、保育課に設置している提出ポストへ提出するにあたって、窓口で書類の点検・内容確認はしておりません。あらかじめ、本書や確認票を確認し、不備・不足がないよう書類の提出をお願いします。ご不明な点がございましたら、お電話にてお問合せください。<br>なお、申込み手続きに関する一般的なご相談は窓口で受付しています。 |

|    |                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| Q4 | 追加書類や希望園の変更の締め切りはいつになりますか                                                   |
| A4 | 追加書類や希望園変更届等の提出期限も、各入園希望月の申込受付期限と同様になります。期限を過ぎて提出された書類は、次の月から選考対象として取り扱います。 |

|    |                                                                                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q5 | 今は仕事をしていないのですが、入園の申込みはできますか                                                                                                                |
| A5 | 求職活動をするのであれば申込みができます。ただし、入園後3か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出する必要があります。就労を開始できない場合は3か月で退園となります。<br>また、兄弟姉妹2人以上で申し込み、入園できないお子さんがいる場合でも、就労は必要です。 |

|    |                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q6 | 育児休業取得中ですが、入園の申込みはできますか                                                                                                                                        |
| A6 | 申込みはできます。ただし、 <u>お子さんが入園した月の翌月1日までに、休業前の就労契約内容のとおり</u> に復職することが条件となります。 <u>入園・転園申込書の2ページ目「家庭状況届1」</u> の署名欄に署名をしてください（兄弟姉妹2人以上で申し込み、入園できないお子さんがいる場合でも、復職は必要です）。 |

|    |                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q7 | 認可保育園等の募集予定人数（空き人数）を教えてください                                                                                         |
| A7 | 市のホームページ「認可保育園等の募集予定人数」（ID：032381）に掲載します（63ページを参照）。4月（1次受付）は10月上旬、4月（2次受付）は1月下旬（2月上旬に更新予定）、5月以降は該当月の月上旬の掲載を予定しています。 |

|    |                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q8 | 認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育施設の空き人数を教えてください                                                          |
| A8 | 毎月1日時点での保育園の空き状況は、該当月の上旬に、市のホームページ「認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育施設入所可能人数（ID：003619）」に掲載します（63ページを参照）。 |

|    |                                                                                                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q9 | 小平市に転入予定はないですが、入園申込みはできますか                                                                                                                                      |
| A9 | <p>【0～2歳児クラス】</p> <p>転入予定がない場合は申し込むことはできません。</p> <p>【3～5歳児クラス】</p> <p>申込みは可能です（4月入園の場合は2次受付から申込み可能となります）。市民や転入予定の方を選考した後、希望する園に多数の空きがあった場合、選考の対象とするかを決定します。</p> |

|     |                                                                                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q10 | 他自治体の保育園を申し込むことはできますか                                                                                                             |
| A10 | <p>自治体によって異なります。申込みの可否、申込方法（小平市を通した申込みか直接申込みか）、申込みの締切日、必要書類等については、保育園がある自治体に確認してください。</p> <p>なお、他自治体の東京都認証保育所（直接申込み）は申込み可能です。</p> |

|     |                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| Q11 | 入園前に小平市を転出しました。小平市の園に市外から通うことはできますか                                       |
| A11 | <p>できません。入園内定がでたとしても入園前（入園月の1日より前）に小平市を転出した場合、申込みは無効となり、内定も取り消しとなります。</p> |

|     |                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q12 | 小平市から転出後も引き続き通園することはできますか                                                                                                                                     |
| A12 | <p>可能です。小平市民としては退園となりますので、「退園届」の提出が必要です。また、転出先の自治体で所定の手続きが必要になります。手続きが遅れた場合、継続して通園できないこともありますのでご注意ください。</p> <p>ただし、入園前から転出を予定している場合については、継続しての通園は認められません。</p> |

|     |                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| Q13 | 卒後の連携先がある施設の2歳児は、連携先を確保したまま入園・転園申込みができますか                                   |
| A13 | <p>連携先を確保した状態で申込みをすることはできません。連携先を確保していることが判明した場合は、次年度の申込みは自動的に取下げとなります。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q14 | 希望する認可保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できます。そのような場合は、どのような手続きが必要ですか。                                                                                                                                       |
| A14 | <p>入園・転園申込書の1ページ目「育児休業取得中の方」の欄で②「希望する認可保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択してください。こちらを選択すると、育児休業の対象となる児童にのみ調整指数（309）の減点（-90点）が適用されます。なお、②を選択した場合であっても、必ずしも入所保留（非内定）となるものではありません。詳しくは9ページを参照してください。</p> |

|     |                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q15 | 調整指数（３０９）の９０点の減点を希望する申込みをしていましたが、年度途中から減点を希望しない申込みへ変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。                                                                                 |
| A15 | 減点を希望しない月の申込受付期限までに以下の書類の提出が必要となります。<br>①希望園変更届（「育児休業中の方で、調整指数３０９（減点－９０点）の適用について、現在の申込み状況から変更する場合」に記入してください。）<br>②提出済みの書類（就労証明書等）に変更がある場合は、最新の書類を提出してください。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q16 | 下の子の育休を取り続けた状態で、上の子の転園申込みをすることは可能ですか（復職を前提としない転園申込み）                                                                                                                                                                                                             |
| A16 | 上の子が転園希望月の前月まで認可保育園等に在園している場合は可能です。ただし、育児休業を取得している保護者の指数は、就労の点数と出産の点数の低い方を適用します。<br>また、他自治体から転入予定の申込みの場合は、転入に伴う最初の申込みのみ可能です。なお、最初の申込みが非内定だった際に引き続き他自治体の認可保育園等に小平市民として通園する場合は、復職を前提としない転園申込みを継続できます。<br>復職を前提としない転園申込みを希望される方は、入園・転園申込書の書き方等をご案内しますので、事前にご連絡ください。 |

#### 【申込書類について】

|     |                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q17 | 希望できる保育園は何園までですか                                                                                               |
| A17 | 通える範囲内であれば、いくつでも希望できます（希望園の数は、選考に影響しません）。<br>ただし、 <u>入園内定の辞退者は、当該児童の当年度中の入園・転園選考の際に減点（－２０点）となりますのでご注意ください。</u> |

|     |                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| Q18 | 希望する保育園の順番は選考に影響しますか                                                        |
| A18 | 希望順位は選考に影響しません。保育の必要性の高い方から内定しますので、募集人数などに関係なく、 <u>通いたい順番で希望園を記入してください。</u> |

|     |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| Q19 | 空きがない保育園を申し込むことができますか                                                           |
| A19 | 申込み時に空きがなくても、その後に転園や退園により空きが生じる場合があります。 <u>空きの有無にかかわらず、希望する保育園をすべて記入してください。</u> |

|     |                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| Q20 | 見学していない園を申し込むことはできますか                                                 |
| A20 | 可能です。見学をしていない園も希望することはできますが、希望される保育施設は見学もしくは電話にて事前に問合せをすることをお勧めしています。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q21 | 兄弟姉妹で同時に申し込むのですが、同じ園に入園できますか                                                                                                                                                                                                       |
| A21 | 選考によるものですので、必ずしも同じ園に入園できるとは限りません。兄弟姉妹で申し込む場合には、「入園・転園申込書」右下の兄弟姉妹条件の欄の中から、ご希望の条件を選択のうえお申込みください（選択肢以外の条件を指定することはできません）。詳しくは 8 ページを参照してください。<br>※申込児童のうち１人だけ入園が決定した場合でも、申込時の保育要件（就労など）を満たす必要がありますので、入園できなかった児童の預け先が必要となりますので、ご注意ください。 |

|     |                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q22 | 転職をしたので、就労実績が3か月に満たないのですが、減点になりますか                                                                           |
| A22 | 就労実績が3か月に満たない場合、原則として減点となりますが、前職分の就労証明書をあわせて提出することで、考慮できる場合があります。<br>なお、前職の退職日と転職先の就職日が3か月以上離れている場合は考慮できません。 |

|     |                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q23 | 現在はフルタイム勤務ですが、入園後は契約が変更となり、就労時間が減る予定です。どうしたらいいですか                                                                                                                                |
| A23 | 入園選考は期日までに提出された書類で実施します。あらかじめ就労時間が減る可能性があるのであれば、就労証明書の項目17や就労要件での申込みにかかる確認票等に、契約変更後の就労時間等を記載のうえ、お申込みください。<br>※申込み時に提出した書類の内容と入園後の状況が変わっている場合（就労時間が減っている場合等）、入園内定取消や退園となることがあります。 |

|     |                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------|
| Q24 | 就労証明書は母の分のみ（または父の分のみ）でいいですか                                     |
| A24 | 保護者それぞれの保育を必要とする事由が必要となるため、就労の要件で申し込む場合は、保護者それぞれの就労証明書が必要になります。 |

|     |                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q25 | 書類が一部不足した状態で申込書を提出しましたが、選考で不利になりますか                                                         |
| A25 | 保育を必要とする事由に関する書類（就労証明書等）は必須となります。提出がない場合は、選考で不利となる可能性があります。保育を必要とする事由に関する書類は10ページを参照してください。 |

|     |                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q26 | 就労証明書は発行してから、何か月以内の申込みなら有効ですか                                                                                           |
| A26 | 4月入園申込みについては、証明日が10月以降の就労証明書が有効となります。<br>5月以降の入園申込みについては、申込受付期間の初日より過去2か月以内の就労証明書が有効となります。<br>証明日が上記より古い場合は、選考で減点となります。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q27 | 直近で他の申請で提出した就労証明書等を申込書類として使用できますか                                                                                                                                                                                             |
| A27 | 他の申請等で提出した書類は入園選考では反映することはできません。また、直近の入園申込み等の手続きにおいて、就労証明書等の申込書類を提出している場合においても、内定後に転園申込みをする際は、就労証明書等の申込書類一式を改めてご用意ください。<br>ただし、課税（非課税）証明書については、保育課に既に提出済みの場合は、その旨が分かるように、入園・転園申込みにかかる確認票裏面の提出書類チェックシートに記入すれば、改めて提出する必要はありません。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q28 | 入園申込みに際して、間違いやすい点を教えてください                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| A28 | <p><b>①入園・転園申込書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「希望する園名」に、希望する年齢のクラス設定がない保育園や認証保育所を記入している。</li> <li>・「世帯員情報」欄の記入がない。</li> <li>・兄弟姉妹での同時申込みだが、「兄弟姉妹で同時申込」欄の記入がない。</li> <li>・育児休業を取得中だが、「育児休業取得中の方」欄の記入がない。</li> <li>・「家庭状況1」において、下部にある「現在妊娠中ですか？」欄や「生活保護を受けていますか？」欄の記入がない。</li> </ul> <p><b>②就労証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目6「就労時間」において、就労日数および就労時間の記載がない。</li> <li>・項目7「就労実績」において、有給休暇や休憩時間が含まれていない。</li> <li>・現在育休中だが、項目8・9に産休・育休の期間の記載がない、項目7の「就労実績」に産休・育休期間の内容が記載されている。</li> <li>・項目12「育児のための短時間勤務制度利用有無」に記載がない。</li> <li>・妊娠に伴う体調不良で実績が少ない月があるが、通常期の実績の記載と合わせ、項目10「産休・育休以外の休業の取得」または項目18「備考欄」に当該期間と事由の記載がない。</li> <li>・（本人が代表者の会社に勤務している方および自営業の方など）添付書類として必要な自営業であることを証明する公的機関が発行（収受）した書類がない。</li> </ul> <p><b>③入園申込みにかかる確認票</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裏面の提出書類チェックシートに提出書類のチェックがされていない。</li> </ul> <p>◆上記はあくまで一例です。必要書類やその内容については、入園のしおりの「保育園等入園申込みに必要な書類等（保育を必要とする事由）」をよくご確認のうえ、ご提出をお願いします。</p> |

#### 【選考について】

|     |                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| Q29 | 就労証明書を窓口を持っていくことでどの選考指数に該当するか事前に教えてもらえますか                                    |
| A29 | 入園選考における指数は、提出された書類をもとに慎重な審査をする必要があります。そのため、審査前（結果通知前）の段階では指数をお答えすることはできません。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q30 | 4月第1次の入園申込受付期間である11月は、認証保育所の3歳児クラスに通っていましたが、11月末に認証保育所を退園し12月から幼稚園にいきます。4月第1次選考において調整指数（301）の加点がつきますか。                                                                                                                                                  |
| A30 | <p>つきません。</p> <p>4月第1次選考から調整指数（301）の加点対象になるためには、4月第1次入園申込受付期の属する月の初日（この場合は11月1日）から、認可保育園等へ入園するまで継続して、加点対象施設に在園している必要があります。また、4月第1次受付以外の申込みの場合も同様に、各申込受付期の属する月の初日から条件を満たす必要があります。なお、認可保育園等へ内定または入園後に、条件を満たしていないことが判明した場合、内定取消や判明した月の末日で退園となることがあります。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q31 | 4月第1次の入園申込受付期間が終了した後ですが、1月から申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設になりました。4月第1次選考において調整指数(302)の加点がつきますか。                                                                                                                                                                                                                       |
| A31 | つきません。<br>4月第1次選考から調整指数(302)の加点対象になるためには、4月第1次入園申込受付期日の属する月の初日(この場合は11月1日)から、認可保育園等へ入園するまで継続して申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設である必要があります。4月第1次選考で内定が出なかった場合、4月第2次入園申込受付期日の属する月の初日(この場合は2月1日)から、認可保育園等へ入園するまで継続して申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設であれば、4月第2次選考において調整指数(302)の加点がつきます。また、4月入園以外の申込みの場合も同様に、各申込受付期日の属する月の初日から条件を満たす必要があります。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q32 | 4月第1次選考において調整指数(304)の加点がつくための条件の詳細を教えてください                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| A32 | 次の3つの条件を満たす場合に適用となります。<br>①申込児童(下の子)の兄または姉が、小平市民として認可保育園等(認定こども園2・3号認定を含む)に4月第1次入園申込受付期日の属する月の初日(この場合は11月1日)から、申込児童が認可保育園等へ入園するまで継続して在園していること。<br>②4月第1次入園申込受付期日の属する月の初日(この場合は11月1日)から、申込児童(下の子)が認可保育園等へ入園するまでの間において、保護者が申込児童に係る育児休業(産前・産後休業から育児休業に入る場合を含む)を取得しており、申込児童が認可保育園等へ入園した後に保護者が育児休業から復職すること。※出産予定児の申込みに限り、4月1日までに育児休業に入る場合も加点の対象となります。<br>③4月第1次入園申込受付期日の属する月の初日(この場合は11月1日)から、申込児童(下の子)が認可保育園等へ入園するまでの間において、申込児童が保育施設に在園していないこと。 |

|     |                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q33 | 4月第1次の入園申込受付期間である11月は、育児休業を取得しています。育休対象児童(申込児童)の姉は認可保育園に在園しており、4月以降も引き続き在園する予定です。12月から育休対象児童(申込児童)を認可外保育施設に預け、保護者が復職した場合、4月第1次選考において調整指数(304)の加点がつきますか。                                                      |
| A33 | つきません。<br>4月第1次選考から調整指数(304)の加点対象になるためには、育休対象児童(申込児童)が認可保育園等(認定こども園2・3号認定を含む)に入園した後に、保護者が復職する必要があります。また、育休対象児童(申込児童)は保育施設に在園していないことが必要です。なお、認可保育園等へ内定または入園後に、条件を満たしていないことが判明した場合、内定取消や判明した月の末日で退園となることがあります。 |

|     |                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q34 | 4月第1次の入園申込受付期間である11月は、育児休業を取得しています。育休対象児童(申込児童)の兄は認可保育園に在園していますが、兄は4月から幼稚園へ行く予定です。申込児童が4月に認可保育園に入園して保護者が復職した場合、4月選考において調整指数(304)の加点がつきますか。 |
| A34 | つきません。<br>調整指数(304)の加点対象になるためには、兄(上の子)は4月(申込児童の入園月)に認可保育園等(認定こども園2・3号認定を含む)に在園している必要があります。                                                 |

|     |                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q35 | 書類に不備や不足があった場合、連絡をもらえますか                                                                      |
| A35 | 原則、提出された書類のみでの審査となりますので、連絡はしておりません。提出前に必ず「入園のしおり」や「入園・転園申込みにかかる確認票」等を確認し、書類の不備や不足がないようお願いします。 |

|     |                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------|
| Q36 | 通勤時間は就労時間に含まれますか                                                     |
| A36 | 通勤時間は、指数を判断するうえでは、就労時間には含まれませんが、保育必要量（標準時間・短時間）を判断する際には、考慮することがあります。 |

|     |                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------|
| Q37 | 内定後、辞退することはできますか                                                     |
| A37 | 辞退することは可能ですが、入園内定後に辞退した場合、 <b>当該児童の当年度中の入園・転園選考の際に減点（－20点）となります。</b> |

|     |                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q38 | 転園の申込みを行い、内定しましたが、転園を辞退して元の認可保育園等に戻ることはできますか                                                                            |
| A38 | 転園申込みで内定した場合は、辞退して元の認可保育園等に戻ることはできません（転園が内定した段階で、現在通園している認可保育園等には、他の方が入園内定します）。<br>なお、内定しなかった場合は、現在の認可保育園等に引き続き通園が可能です。 |

#### 【教育・保育給付認定について】

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| Q39 | 認定証に記載されている認定有効期間の間は在園が認められますか |
| A39 | 認定有効期間は在園期間と必ずしも一致するものではありません。 |

|     |                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q40 | 認定証の期限が卒園より前に切れているのですが、なぜですか                                                                                                                                                          |
| A40 | 保育を必要とする認定については、年齢によって認定区分が異なります（満3歳未満は3号認定、満3歳以上は2号認定となります）。在園児の場合、3歳の誕生日を境に認定が切れている方については、期限が切れる前月頃に、2号認定への切り替えを行います（保護者の方の手続きは不要です）。<br>その他にも、求職活動や出産等、状況に応じて認定有効期間を区切っている場合があります。 |

|     |                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q41 | 転職して就労時間が伸びました。現在、短時間での保育ですが、標準時間に変更できますか                                                                                            |
| A41 | 就労証明書等を提出してください。審査の結果、必要と認められた場合に変更します。変更を希望する場合は、変更希望月の前月末までに「認定変更申請書」および「就労証明書」等を提出してください。<br>※就労の状況によっては、希望しても標準時間に変更できない場合があります。 |

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| Q42 | 他自治体から小平市へ引っ越す予定ですが、小平市へ住民票を移せば、小平市で認定を受けることができますか |
| A42 | 小平市で認定を受けるには、小平市に住民票を移すこと、かつ居住の実態も小平市へ移す必要があります。   |

【入園できなかった場合について】

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q43 | 入園できなかった場合は、次の選考にむけて、再度申込みが必要ですか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| A43 | <p><u>申込みは年度内有効です</u>ので、再度申し込む必要はありません。</p> <p>翌年度4月入園の申込みを希望される場合は、改めて所定の期間に申込みが必要です。</p> <p>※就労状況、世帯構成等の変更や、妊娠等がわかった場合は届け出が必要です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| Q44 | 1歳のタイミングで申し込み、入園できませんでしたが、1歳半のタイミングで不承諾通知（入所保留通知）が必要だと職場に言われました。手続きはどうすればいいですか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| A44 | <p>同一年度内であれば、入園申込みを取り下げしていない限り、年度内有効となっておりますので、「入所保留通知（再）発行依頼」を提出してください。</p> <p>年度が異なる場合には、その都度申込みが必要になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| Q45 | 毎月選考の結果は送られてきますか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| A45 | <p>5月以降に入園が内定した場合は、通知や電話等でご連絡します。非内定となった場合は、入園を希望した最初の月のみ、結果を通知します（翌月以降、非内定となった場合は結果が送付されません）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| Q46 | 認可保育園に入園できなかった場合、他にはどのような預け先がありますか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| A46 | <p>認可保育園に入園できなかった場合の主な預け先は以下のとおりです。②～④については、直接の申込みとなりますので、ご希望の施設へ直接お問合せください。</p> <p>①定期利用保育事業<br/>1、2歳児クラスにて就労要件で待機しているお子様を一定期間お預かりする制度です。詳しくは58ページを参照してください。</p> <p>②東京都認証保育所<br/>東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。認証保育所は市内のみではなく、市外にある認証保育所も利用することが可能です。市内の認証保育所は41ページを参照してください。</p> <p>③認定家庭福祉員<br/>家庭的な雰囲気の中で、保育をしている施設です。詳しくは、42ページを参照してください。</p> <p>④企業主導型保育事業<br/>企業が設置している保育施設であり、保育を必要とする地域のこどもも利用することが可能です。企業主導型保育事業も、市内のみではなく市外にある施設も利用することが可能です。市内の企業主導型保育施設は42ページを参照してください。</p> |

### 【入園後の手続きについて】

|     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q47 | 入園後、育児短時間勤務を取得した場合、退園となりますか                                                                                                                                                                                                                         |
| A47 | <p>入園後、<u>本契約は変更せず</u>、小平市が定める範囲内で「育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務」を取得する場合については、退園とはなりません。取得した場合については、会社からの証明が必要になりますので、就労証明書等をご提出ください。</p> <p>ただし、<u>本契約を変更</u>して就労時間が減った場合や、本契約を満たさない育児短時間勤務（日数の減または1日の短縮時間が2時間を超える勤務）については、入園取消または退園となる場合がありますのでご注意ください。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q48 | 里帰り出産に伴い、休園（お休み）する予定ですが、最長でいつまで休園ができますか                                                                                                                                                        |
| A48 | <p>原則として、保育施設は1か月を超えて休園することはできませんが、里帰り出産を理由に休園する場合に限り、母子の健康状況を鑑み、最大で3か月まで休園することができます。</p> <p>いずれの場合も、所定の期限を超える場合は退園となりますので、休園される場合には期限を超えないようご注意ください。</p> <p>なお、休園期間中も保育料はかかりますので、ご了承ください。</p> |

|     |                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q49 | 下の子を出産して、育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか                                                                                                                                       |
| A49 | <p>育児休業取得した翌月（1日の場合は当月）から、保育標準時間から保育短時間に認定を変更する必要があります。そのため、出産後1か月以内に、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。電子申請でも手続き可能です。詳しくは64ページを参照してください。なお、産前産後休業中は標準時間でのご利用が可能です。</p> |

### 【保育料について】

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| Q50 | 保育料は公立保育園と私立保育園で違いますか                                                         |
| A50 | <p>公立保育園と私立保育園の保育料の違いはありません。</p> <p>ただし、延長保育料は公立保育園と私立保育園で異なります（25ページ参照）。</p> |

|     |                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q51 | 2歳児クラスに通っていますが、3歳の誕生日を迎えた時点で、保育料は無償になりますか                                                 |
| A51 | <p>保育料はクラス年齢に応じて決定しますので、3歳の誕生日を迎えた時点では、まだ2歳児クラスであるため、無償になりません。翌年度（3歳児クラス）以降に、無償となります。</p> |

### 【給食費（副食費）について】

|     |                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q52 | 給食費（副食費）は無償化の対象とならないのですか                                                                                                              |
| A52 | <p>食材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保護者が負担することが原則とされています。</p> <p>3～5歳児クラスの給食費（副食費）については、保護者から実費徴収している食材料費などの経費として無償化の対象外となります。</p> |

|     |                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| Q53 | 給食費（副食費）は公立保育園と私立保育園で違いますか                                                              |
| A53 | <p>公立保育園は国が示している月額4,500円、私立保育園は月額4,500円を目安に各園で定めています。金額や支払い方法等は異なりますので、各園にお問合せください。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q54 | 給食費（副食費）は保育園に通う全員にかかるのでしょうか                                                                                                                                                                                                                            |
| A54 | <p>年収360万未満相当の世帯は免除となります。他自治体から転入した等の理由で小平市に課税情報がない場合、自動的に徴収対象となってしまいます。免除対象であると確認できた場合はその翌月から免除となりますので、転入後に必ず課税書類を提出してください。</p> <p>また、就学前の兄弟姉妹が3人以上いる場合は、3人目以降の費用が免除となります。</p> <p>0～2歳児クラスの給食費（副食費）は、保育料の中に含まれておりますので、別途、給食費（副食費）として徴収することはありません。</p> |

#### 【各保育（教育）施設について】

|     |                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| Q55 | 保育園の見学はできますか                                                                         |
| A55 | <p>保育園ごとに保育環境などが異なりますので、<u>見学することをお勧めします。</u></p> <p>見学を希望する保育園に直接電話をしてお問合せください。</p> |

|     |                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------|
| Q56 | 駐車場がある保育園はありますか                                         |
| A56 | <p>保育園ごとに駐車場の有無や利用の可否については異なりますので、申込み前に各園にお問合せください。</p> |

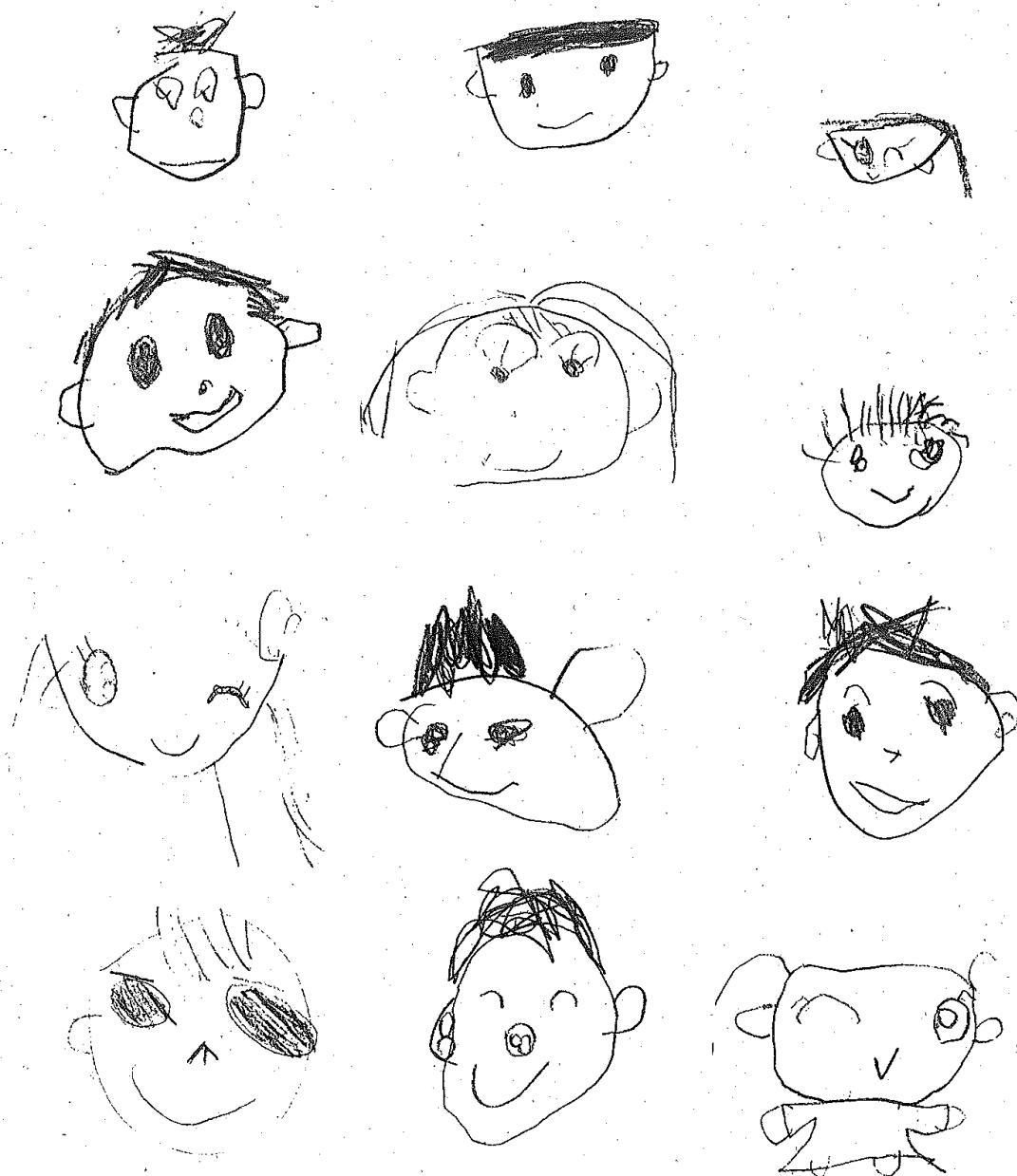
|     |                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q57 | 認定こども園（2・3号認定）は、認可保育園と同じと考えてよいでしょうか                                                                                                 |
| A57 | <p>認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設で、認可保育園と異なる点があります。このため、<u>認定こども園の見学や園児募集要項等を必ずご確認ください</u>（38～39ページ参照）。見学を希望する場合は、各認定こども園に直接お問合せください。</p> |

#### 【令和8年度保育園等入園・転園申込みについて】

|     |                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q58 | 令和7年度入園・転園申込みにおいて現在待機中ですが、令和8年度の申込みも改めてする必要がありますか                                                             |
| A58 | <p>入園・転園申込みは年度内有効なものとして取り扱いますので、令和7年度内（令和8年3月まで）は有効ですが、令和8年度は改めて申込みが必要です。</p> <p>必要書類を改めてご用意のうえ、お申込みください。</p> |

|     |                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q59 | 令和7年度と令和8年度の両方申込みしたい場合、書類はそれぞれ揃える必要がありますか                                                                                                                  |
| A59 | <p>就労証明書等の書類は各申込みにおいてそれぞれ必要となります。</p> <p>そのため、選考において、他年度の申込みで提出した書類を参照することはできません。</p> <p>なお、課税（非課税）証明書については、保育課に既に提出済みの場合は、その旨が分かるように記入すれば改めての提出は不要です。</p> |

|     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| Q60 | 令和8年度の申込みに必要な書類や選考基準は令和7年度と同じですか                                       |
| A60 | <p>申込みに必要な書類や選考基準などが変更となる場合があります。10月上旬頃に配布予定の令和8年度版入園のしおりでご確認ください。</p> |



This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines that run across the entire width of the page. The background is plain white, providing a clear space for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

令和7年7月発行

発行 小平市こども家庭部保育課

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042(346)9601(直通)

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>